

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章〽第七章（略）</p> <p>第七章の二 株主</p> <p>第一節 通則（第五十二条の二 第五十二条の八）</p> <p>第二節 銀行主要株主に係る特例</p> <p>第一款 通則（第五十二条の九・第五十二条の十）</p> <p>第二款 監督（第五十二条の十一 第五十二条の十五）</p> <p>第三款 雑則（第五十二条の十六）</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第五十二条の十七 第五十二条の二十）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第五十二条の二十一 第五十二条の二十五）</p> <p>第三款 経理（第五十二条の二十六 第五十二条の三十）</p> <p>第四款 監督（第五十二条の三十一 第五十二条の三十四）</p> <p>第五款 雑則（第五十二条の三十五）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2〽5（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章〽第七章（略）</p> <p>第七章の二 銀行持株会社</p> <p>第一節 通則（第五十二条の二 第五十二条の四）</p> <p>第二節 業務及び子会社等（第五十二条の五 第五十二条の九）</p> <p>第三節 経理（第五十二条の十 第五十二条の十四）</p> <p>第四節 監督（第五十二条の十五 第五十二条の十八）</p> <p>第五節 雑則（第五十二条の十九 第五十二条の二十）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2〽5（略）</p>

<p>6 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。）以下この条、第三条の二、第七章の二及び第八章において同じ。）の総数又は出資の総額をいう。</p> <p>7 この法律において「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。）以下この条、第三条の二及び第七章の二から第九章までにおいて同じ。）又は持分をいう。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあっては、百分の十五）をいう。</p>	<p>6 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額をいう。</p> <p>7 この法律において「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。）又は持分をいう。</p> <p>8 （略）</p> <p>（新設）</p>
<p>10 この法律において「銀行主要株主」とは、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。）であつて、第五十二条の九第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。</p>	<p>9 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）（その他内閣府令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの）（内閣府令で定める株式等を除く。）を含むものとする。</p>
<p>11 第八項又は前項の場合において、会社又は株式の所有者が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社若しくは当該株式の所有者に指図を行うことができるものに限る。）（その他内閣府令で定める株式等含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社又は当該株式の所有者が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの）（内閣府令で定める株式</p>	<p>9 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）（その他内閣府令で定める株式等を含むものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの）（内閣府令で定める株式等を除く。）を含むものとする。</p>

等を除く。)を含むものとする。

12 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。

13 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の十七第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

第三条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の銀行の株式の所有者とみなして、第七章の二第一節及び第二節、第八章並びに第九章の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもつて所有される銀行の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうち銀行を含むものうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等（銀行の株式の所有者である会社等）に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結さ

10 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。

11 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

（新設）

れるものを除く。)が会社等集団(当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。)に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の銀行の株式の数を合算した数(以下この号及び次号において「会社等集団所有株式数」という。)が当該銀行の主要株主基準値以上の数である会社等集団(以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。)である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に係る議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 銀行の株式の所有者である会社等(第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。)に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の銀行の株式の数(当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(当該個人が当該銀行の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が所有する当該銀行の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。)が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数

である者 当該個人に係る合算株式数

- 六 銀行の株式の所有者(前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。)のうち、その所有する当該銀行の株式の数(当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)とその共同所有者(銀行の株式の所有者が、当該銀行の株式の他の所有者(前各号に掲げる者を含む。)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該銀行の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者)(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第三号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。(の所有する当該銀行の株式の数)(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。)(が当該銀行の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 共同所有株式数
- 七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 銀行に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

2 | 第二十一条第十一項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所

有者が所有する株式又は議決権について準用する。

(営業の免許)

第四条 (略)

2 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

(削る)

3～5 (略)

(取締役の適格性)

第七条の二 銀行の常務に従事する取締役は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、日本において支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。日本において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

2 銀行は、外国において支店その他の営業所の設置、種類の変更又

(営業の免許)

第四条 (略)

2 内閣総理大臣は、銀行業の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者による銀行の業務の開始が、当該銀行の業務が営まれる地域における資金の需給状況、銀行その他の金融機関の営業状況その他経済金融の状況に照らして、金融秩序を乱すおそれがない等適当なものであること。

3～5 (略)

(新設)

(営業所の設置等)

第八条 銀行は、支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む。)、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

(新設)

は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。外国において代理店の設置又は廃止をしようとするときも、同様とする。

3 銀行は、代理店を設置しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 銀行の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の二十二第一項において同じ。)若しくは吸収分割をし、

(新設)

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 (略)

2 銀行は、前項に規定する業務以外の業務に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 銀行の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、共同新設分割(法人が他の法人と共同してする新設分割をいう。第十六条の三第四項第四号及び第五十二条の六第一項において同じ。)若しくは吸収分割をし、又は

又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行の銀行主要株主、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(臨時休業等)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、銀行又はその代理店の無人の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による公告は、することを要しない。

(銀行の子会社の範囲等)

営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2～5 (略)

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一・二 (略)

(臨時休業等)

第十六条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、銀行又はその代理店の無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所については、同項の規定による公告は、することを要しない。

(銀行の子会社の範囲等)

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～七（略）

八 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの）に、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの）に、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの）に、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～七（略）

八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該銀行又はその子会社（当該一の子会社）同条第七項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第十号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

ロ 金融関連業務

(削る)

- 九 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社
(当該会社の株式等を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)
- 十 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

- 九 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものとする。)
- 十 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社
(当該会社の株式等を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)
- 十一 (略)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

一～四（略）

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ（略）

六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社

ハ（略）

3（略）

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよつとするとときは、第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第六条第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

るところによる。

一～四（略）

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社

ハ（略）

六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ（略）

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社

ハ（略）

3（略）

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社（主として当該銀行の営む業務のために従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。）を子会社としよつとするとときは、第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（第六条第一項（認可）の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

<p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(銀行等による株式の取得等の制限)</p> <p>第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>8 第二條第十一項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。</p>	<p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しくはその子会社、銀行の一の子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>(銀行等による株式の取得等の制限)</p> <p>第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く。)並びに同項第九号及び第十一号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 前各項の場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>一 特定従属会社 従属先子会社</p> <p>二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 特定子会社</p> <p>8 第二條第九項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。</p> <p>(特定取引勘定)</p>
--	---

(削る)

第十七条の二 銀行は、特定取引（銀行が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第十条第二項第十二号に規定する金融先物取引等その他内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二（流動資産の評価）、第二百八十五条ノ四（金銭債権の評価）及び第二百八十五条ノ五（社債の評価）の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた銀行は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので営業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時において決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

(外国銀行の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という。）を定めて、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その主たる外国銀行支店及び当該外国銀行の日本における他の支店その他の営業所又は代理店（以下この章において「従たる外国銀行支店」という。）（以下この章において「外国銀行支店」と総称する。）を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第八条第一項及び第二項、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二條、第二十三條、第二十四條第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項及び第二項、第三十二條から第三十三條の二まで、第三十六條（分割に係る部分に限る。）、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十条、第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）、及び第三号、第四十三條、第四十四條、第七章の二、第五十三條第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号並びに第二項から第四項まで、第五

(外国銀行支店の免許等)

第四十七条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という。）が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店（以下「外国銀行支店」という。）の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第十三條第二項及び第四項、第十四條第二項、第二章の二、第十七條の二、第十九條第二項、第二十条第一項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項及び第二項、第三十二条から第三十三條の二まで、第三十六條（分割に係る部分に限る。）、第三十七條第一項第二号及び第三号、第三十九條、第四十条、第四十一条第二号（分割に係る部分に限る。）、及び第三号、第四十三條、第四十四條、第七章の二、第五十三條第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号、第一項並びに第三項、第五十五條第二項並びに第五十六條第六号及び第七号の規定を除く。

十五條第二項及び第三項並びに第五十六條第五号から第九号までの規定を除く。

3 (略)

(従たる外国銀行支店の設置等)

第四十七條の二 外国銀行支店は、従たる外国銀行支店の設置、種類の変更又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(外国銀行支店の資料の提出等)

第四十八條 内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行支店に対し、外国銀行支店に係る外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(外国銀行支店の届出)

第四十九條 (略)

2 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府

3 (略)

(新設)

(外国銀行支店の資料の提出等)

第四十八條 内閣総理大臣は、一の外国銀行に対し複数の第四條第一項の免許を与えている場合には、当該免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を指定して、内閣府令で定める事項について、当該免許に係る外国銀行支店の全部につき連結して記載した帳簿書類その他の資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、外国銀行支店の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、外国銀行支店に対し、外国銀行支店に係る外国銀行(当該外国銀行と政令で定める特殊の関係のある者を含む。)の業務又は財産の状況に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(外国銀行支店の届出)

第四十九條 (略)

(新設)

令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一 主たる外国銀行支店又は従たる外国銀行支店の位置の変更をしようとするとき（内閣府令で定める場合を除く。）。
- 二 従たる外国銀行支店（支店でない営業所を除く。以下この号において同じ。）を主たる外国銀行支店とし、主たる外国銀行支店を従たる外国銀行支店としようとするとき。
- 三 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

（外国銀行に対する免許の失効）

第五十条 前条第一項第三号から第六号までのいずれかに該当して同項の規定による届出（同項第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る営業の全部を承継させることとなる分割及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同項第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出をした外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

- 一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

（外国銀行支店に係る免許の失効）

第五十条 前条第三号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出（同条第三号に係る届出にあつては当該合併後当該外国銀行支店に係る外国銀行が消滅することとなる合併、当該外国銀行支店に係る営業の全部を承継させることとなる分割及び営業の全部の譲渡に係る届出に限るものとし、同条第四号に係る届出にあつては銀行業の一部の廃止に係る届出を除く。）があつたときは、当該届出をした外国銀行支店に係る第四条第一項の内閣総理大臣の免許は、効力を失う。

（外国銀行支店の清算）

第五十一条 外国銀行支店は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本にある財産の全部について清算をしなければならない。

- 一 第二十七条又は第二十八条の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の内閣総理大臣の免許を取り消されたとき。

<p>二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る外国銀行に対する第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等)</p> <p>第五十二条 外国銀行(外国銀行が外国銀行支店を設けている場合は、当該外国銀行支店。以下この条において同じ。)は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行うおととする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七章の二 株主 (削る) 第一節 通則</p> <p>(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)</p> <p>第五十二条の二 一の銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(第五十二条の九において「国等」と</p>	<p>二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等)</p> <p>第五十二条 外国銀行は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行うおととする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七章の二 銀行持株会社 第一節 通則 (新設)</p>
<p>二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等)</p> <p>第五十二条 外国銀行は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行うおととする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七章の二 銀行持株会社 第一節 通則 (新設)</p>	<p>二 第四十一条第一号又は前条の規定により当該外国銀行支店に係る第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つたとき。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(外国銀行の駐在員事務所の設置の届出等)</p> <p>第五十二条 外国銀行は、次に掲げる業務を行うため、日本において駐在員事務所その他の施設を設置しようとする場合(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行うおととする場合を含む。)には、あらかじめ、当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七章の二 銀行持株会社 第一節 通則 (新設)</p>

いう。)を除く。以下この章及び第九章において「銀行株式大量所有者」という。)は、内閣府令で定めるところにより、銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日の日は、算入しない。次条第一項において同じ。)以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)に、次に掲げる事項を記載した届出書(以下この章において「銀行株式所有届出書」という。)を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(銀行株式大量所有者の所有する当該銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である銀行又は銀行持株会社の株式の数を、当該銀行又は当該銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の銀行又は銀行持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額(出資総額を含む。)及びその代表者の氏名

四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第二条第十一項の規定は、前項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書に関する変更報告書の提出)

第五十二条の三 銀行株式大量所有者は、一の銀行の発行済株式の総

(新設)

数の百分の五を超える数の株式又は一の銀行持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となつた日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合（株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものと政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 銀行株式所有届出書又は変更報告書（以下この節において「提出書類」という。）を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 | 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(銀行株式所有届出書等に関する特例)

第五十二条の四 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である銀行又は銀行持株会社の営業活動を支配することを所有の目的としないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及び所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。)に係る銀行株式所有届出書は、第五十二条の二第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となつた基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 | 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日まで、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の銀行株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該銀行株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるもの重要な変更があつた場合
当該後の基準日の属する月の翌月十五日

(新設)

二 当該銀行株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなった場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の場合において銀行株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第五十二条の五 内閣総理大臣は、第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第

(新設)

一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十二条の六 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（銀行株式会社大量所有者による報告又は資料の提出）

第五十二条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した銀行株式会社大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（銀行株式会社大量所有者に対する立入検査）

第五十二条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若し

（新設）

（新設）

（新設）

くは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した銀行株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該銀行株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二節 銀行主要株主に係る特例

第一款 通則

(銀行主要株主に係る認可等)

第五十二条の九 次に掲げる取引若しくは行為により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとする者又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしよつととする者(国等並びに第五十二条の十七第一項に規定する持株会社になつたとする会社、同項に規定する者及び銀行を子会社としよつととする銀行持株会社を除く。)(は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になつたとする者による銀行の株式の取得

(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得</p> <p>三 その他政令で定める取引又は行為</p> <p>2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに銀行持株会社及び第五十二条の十七第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第六十五条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)(までに銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>3 特定主要株主は、前項の規定による措置により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。</p> <p>4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行の主要株主基準値以上の</p>	
---	--

数の株式の所有者である者に対し、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第五十二条の十 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の

認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有

（新設）

する者であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

（銀行主要株主による報告又は資料の提出）

第五十二条の十一 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主に対し、当該銀行の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（新設）

（新設）

<p>(銀行主要株主に対する立入検査)</p> <p>第五十二条の十二 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である銀行主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該銀行若しくは当該銀行主要株主の業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は当該銀行主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(銀行主要株主に対する措置命令)</p> <p>第五十二条の十三 内閣総理大臣は、銀行主要株主が第五十二条の十各号に掲げる基準(当該銀行主要株主に係る第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可に第五十四条第一項の規定に基づく条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。)に適合しなくなつたときは、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。</p> <p>(銀行主要株主に対する改善計画の提出の求め等)</p> <p>第五十二条の十四 内閣総理大臣は、銀行主要株主(銀行の発行済株</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	-------------------------------------

式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。）の業務又は財産の状況（銀行主要株主が会社その他の法人である場合にあっては、当該銀行主要株主の子会社その他の当該銀行主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。）に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該銀行主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、銀行主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該銀行主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である銀行に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

（銀行主要株主に係る認可の取消し等）

第五十二条の十五 内閣総理大臣は、銀行主要株主が法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該銀行主要株主の第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である銀行主要株主に対して与えられている

（新設）

ものとみなす。

2 銀行主要株主は、前項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

(外国銀行主要株主に対する法律の適用関係)

第五十二条の十六 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国銀行主要株主」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国銀行主要株主に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三節 銀行持株会社に係る特例

第一款 通則

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の十七 (略)

2 (略)

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶

<p>会社が、猶予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を構することを命ずることができる。</p> <p>第五十二条の十八 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)</p> <p>第五十二条の十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行主要株主に係る規定の準用)</p> <p>第五十二条の二十 第五十二条の十六の規定は、銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>第二款 業務及び子会社等</p>	<p>予期限日後も引き続き銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五十二条の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)</p> <p>第五十二条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第一節 業務及び子会社等</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>(銀行持株会社の業務範囲等)</p> <p>第五十二条の二十一 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第五十二条の二十一 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五十二条の二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社)(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)(以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)(を子会社としよつとすると</p> <p>きは、第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>	<p>(銀行持株会社の業務範囲等)</p> <p>第五十二条の五 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び第五十二条の七第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)</p> <p>第五十二条の六 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>(銀行持株会社の子会社の範囲等)</p> <p>第五十二条の七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社)(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)(以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)(を子会社としよつとすると</p> <p>きは、第五十二条の十九第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p>
--	---

4～6 (略)

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二条の二十四 (略)

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の十七第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 (略)

五 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行持株会社が存続する場合に限る。)
その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第二項の認可を受けて

4～6 (略)

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二条の八 (略)

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の二第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社になつたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の二第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の二第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 (略)

五 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第一項の認可を受けて合併をしたとき(当該銀行持株会社が存続する場合に限る。)
その合併をした日

六 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第二項の認可を受けて

て吸収分割により営業を承継したとき（内閣府令で定める場合に
限る。）。その分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の三十五第三項の認可を受け
て営業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。そ
その営業の譲受けをした日

5～7（略）

8 第二条第十一項の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又
はその子会社を取得し、又は所有する株式等について準用する。

（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）

第五十二条の二十五 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資
するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当
該銀行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下こ
の節において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当
該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当
であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健
全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断の
ために参考となるべきものを定めることができる。

（削る）

第三款 経理

（銀行持株会社の営業年度）

第五十二条の二十六（略）

吸収分割により営業を承継したとき（内閣府令で定める場合に限
る。）。その分割をした日

七 当該銀行持株会社が第五十二条の十九第三項の認可を受けて
営業の譲受けをしたとき（内閣府令で定める場合に限る。）。そ
の営業の譲受けをした日

5～7（略）

8 第二条第九項の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又は
その子会社を取得し、又は所有する株式等について準用する。

（銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保）

第五十二条の九 内閣総理大臣は、銀行の業務の健全な運営に資す
るため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀
行持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この章
において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀
行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であ
るかどうかがその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性
を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のため
に参考となるべきものを定めることができる。

（新設）

第三節 経理

（銀行持株会社の営業年度）

第五十二条の十（略）

<p>(銀行持株会社に係る業務報告書等) 第五十二条の二十七 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告) 第五十二条の二十八 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第五十二条の二十九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項) 第五十二条の三十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第四款 監督</p> <p>(銀行持株会社による報告又は資料の提出) 第五十二条の三十一 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(銀行持株会社に対する立入検査) 第五十二条の三十二 (略)</p> <p>2・5 (略)</p>	<p>(銀行持株会社に係る業務報告書等) 第五十二条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告) 第五十二条の十二 (略)</p> <p>(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第五十二条の十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(銀行持株会社の営業報告書等の記載事項) 第五十二条の十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第四節 監督</p> <p>(銀行持株会社等による報告又は資料の提出) 第五十二条の十五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(銀行持株会社等に対する立入検査) 第五十二条の十六 (略)</p> <p>2・5 (略)</p>
---	--

<p>(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等) 第五十二条の三十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(銀行持株会社に係る認可の取消し等)</p> <p>第五十二条の三十四 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。</p> <p>2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じた会社がなお銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第五十二条の九第二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。</p> <p>4 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれ</p>
<p>(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等) 第五十二条の十七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(銀行持株会社に係る認可の取消し等)</p> <p>第五十二条の十八 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。</p> <p>2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれ</p>

れかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの
- 二 第五十二条の十七第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの
- 三 第五十二条の十七第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの
- 四 第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第二項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(削る)

第五款 雑則

(銀行持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の三十五 (略)

2・3 (略)

4 第五十二条の十八第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について準用する。

れかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十二条の二第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの
- 二 第五十二条の二第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの
- 三 第五十二条の二第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの
- 四 第一項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(新設)

第五節 雑則

(銀行持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第五十二条の十九 (略)

2・3 (略)

4 第五十二条の三第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について準用する。

(銀行を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

(削る)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 第十六条の二第一項第八号又は第九号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき)第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三六 (略)

七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

八 (略)

第五十二条の二十 銀行を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「銀行を子会社とする外国の持株会社」という。)(に対しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的読替えその他銀行を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 第十六条の二第二項第八号又は第十号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき)第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三六 (略)

七 その発行済株式(議決権のあるものに限る。)(の総数の百分の五十を超える数の株式(議決権のあるものに限る。次項において同じ。)(が一の会社(銀行及び銀行持株会社を除く。)(により取得又は所有されることとなつたとき。

八 (略)

<p>2 銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第五十二条の九第一項の認可に係る銀行主要株主になつたとき又は当該認可に係る銀行主要株主として設立されたとき。</p> <p>二 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。</p> <p>三 銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。</p> <p>四 銀行の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。</p> <p>五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。</p> <p>六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。</p> <p>七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p>3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第五十二条の十七第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第五十二条の二十三第一項第七号又は第八号に掲げる会社（同</p>	<p>2 第二条第九項の規定は、前項第七号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。</p> <p>3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 第五十二条の二第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第五十二条の七第一項第七号又は第八号に掲げる会社（同条第</p>
---	---

条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の三十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)、又は第五十二条の二十三第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

五(七) (略)

八 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 第二条第十一項の規定は、第一項第七号、第二項第六号及び前項第八号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなつた銀行、銀行主要株主又は銀行持株会社の株式について準用する。

(認可の失効)

第五十五条 銀行、銀行主要株主(第五十二条の九第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)(又は銀行持株会社(第五十二条の十七第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失ふ。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受け

三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第五十二条の十九第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第五十二条の十九第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。)、又は第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

五(七) (略)

(新設)

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

(新設)

(認可の失効)

第五十五条 銀行又は銀行持株会社(第五十二条の二第一項の認可を受けた者を含む。))がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失ふ。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

たときは、この限りでない。

2| 前項に規定するもののほか、第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可（以下この項において「主要株主認可」という。）については、当該主要株主認可に係る銀行主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る銀行を子会社とすることについて第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書若しくは第五十二条の二十三第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3| 第一項に規定するもののほか、第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一～三（略）

四 第五十条の規定により外国銀行に対する第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

五 第五十二条の十五第一項の規定により第五十二条の九第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第五十二条の三十四第一項の規定により第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

七 第五十二条の三十四第一項の規定により銀行持株会社の子会社

（新設）

2| 前項に規定するもののほか、第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一～三（略）

四 第五十条の規定により外国銀行支店に係る第四条第一項の免許が効力を失つたとき。

（新設）

五 第五十二条の十八第一項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第五十二条の十八第一項の規定により銀行持株会社の子会社

社である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第五十二条の三十四第四項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

九 前条の規定により第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

(財務大臣への協議)

第五十七条の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 (略)

(財務大臣への通知)

第五十七条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出(同項第八号に係るもの)のうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第四項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。)、第三十条第一項から第四項まで、第三十

である銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第五十二条の十八第三項の規定により銀行の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 前条の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

(財務大臣への協議)

第五十七条の二 内閣総理大臣は、銀行に対し次に掲げる処分をすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の十八第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二 (略)

(財務大臣への通知)

第五十七条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出(同項第八号に係るもの)のうち内閣府令・財務省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第四項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第一条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。)、第三十条第一項から第四項まで、第三十

七条第一項、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可

三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第四項、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七第五項、第五十二条の三十三第一項若しくは第三項又は第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による命令（改善計画の提出を求めるところを含む。）

四（略）

五 第五十二条の十五第一項の規定による第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第五十二条の三十四第一項の規定による第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

（財務大臣への資料提出等）

第五十七条の四（略）

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行主要株主、銀行持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第六十一条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処

七条第一項、第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の十九第一項から第三項までの規定による認可

三 第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の十七第一項若しくは第三項又は第五十二条の十八第一項若しくは第三項の規定による命令（改善計画の提出を求めるところを含む。）

四（略）

五 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

（財務大臣への資料提出等）

第五十七条の四（略）

2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^{たん}処理制度及び金融危機管理に関し、銀行に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、銀行、銀行持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第六十一条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰

し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の十七第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の十七第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二条の十七第五項の規定による命令に違反して銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二条 第四条第四項の規定により付した条件に違反した者又は第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 第二十条若しくは第五十二条の二十八の規定による公告

金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の二第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第六十二条 第四条第四項の規定により付した条件に違反した者又は第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の十八第一項若しくは第三項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告を

をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

一 第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の二十九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項、第五十一条の七、第五十二条の十一若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項、第五十二条の八第一項、第五十二条の十二第一項若しくは第五十二条の三十二第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 六（略）

七 第五十二条の三十四第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第五十四条第一項の規定により付した条件（第五十二条の十七第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

一 第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二十四条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条第二項若しくは第五十二条の十五第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二十五条第一項（第四十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条第二項若しくは第五十二条の十六第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 六（略）

七 第五十二条の十八第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第五十四条第一項の規定により付した条件（第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行株式大量所有者（銀行株式大量所有者が銀行株式大量所有者でなくなつた場合における当該銀行株式大量所有者であつた者を含み、銀行株式大量所有者が法人（第三条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第十四号を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行主要株主（銀行主要株主が銀行主要株主でなくなつた場合における当該銀行主要株主であつた者を含み、銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした銀行（銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社（銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条第二項又は第四十七条の二の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくてこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条又は第五十二条の二十一第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条第一項から第三項までの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五 第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第五十二条の二十三第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六（略）

七 第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

九（略）

一 第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくてこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条又は第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第四十九条、第五十二条第一項若しくは第三項若しくは第五十三条第一項若しくは第三項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。

五 第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第五十二条の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六（略）

七 第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

九（略）

十 第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の十三第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十一（略）

（削る）

十二 第四十八条若しくは第五十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

十三 第五十二条の二第一項、第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五、第五十二条の六、第五十二条の九第三項若しくは第五十二条の十七第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

十四 第五十二条の九第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

十五 第五十二条の九第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有

十 第二十六条第一項若しくは第五十二条の十七第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は第二十六条第一項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除く。）若しくは第二十九条若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十一（略）

十二 第四十八条第一項の規定による資料の提出をせず、又は当該資料に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして当該資料の提出をしたとき。

十三 第四十八条第二項若しくは第五十二条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

（新設）

十四 第五十二条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

者であつたとき。

十六 第五十二条の九第四項の規定による命令に違反して銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

十七 第五十二条の二十三第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくて同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくて同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

十八 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条第一項、第十六条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第四十七条の二、第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書、第五十二条の二十三第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))又は第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

附則

第五条 削除

(新設)

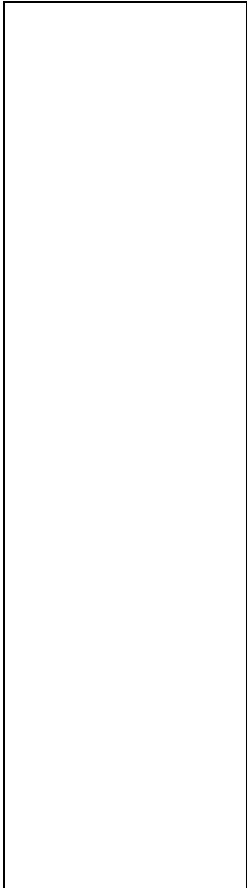
十五 第五十二条の七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくて同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けなくて同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。)に該当する子会社としたとき。

十六 第五十四条第一項の規定により付した条件(第八条、第十六条の二第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項、第五十二条の七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))又は第五十二条の十九第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

附則

(国債等に係る業務に関する経過措置)

第五条 銀行が新法第十一条の規定により同条に規定する業務を営むとする場合には、当該銀行は、当分の間、不特定かつ多数の者



を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

2 | 前項の認可に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

改正案	現行
<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式（議決権のあるものに限る。以下同じ。）又は持分（以下「株式等」という。）を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、に、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務</p>	<p>（長期信用銀行の子会社の範囲等）</p> <p>第十三条の二 長期信用銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一（七）（略）</p> <p>八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該長期信用銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該長期信用銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下「株式等」という。）を、当該長期信用銀行又はその子会社（当該一の子会社を除く。）が、合算して、基準株式数等（第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項に規定する基準株式数等をいう。第十号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）</p>

のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

（削る）

九 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社

（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の保険子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、それぞれ限るものとして、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該長期信用銀行の証券子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該長期信用銀行の保険

<p>九 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 (当該会社の株式等を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、<u>第十七条において準用する銀行法第十六条の三第一項(銀行等による株式の取得等の制限)</u>に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)</p> <p>十 (略)</p> <p>2 前項に規定する子会社とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。第十六条の二第一項において同じ。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社(第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である次に掲げる会社</p>	<p>子会社等が合算して、当該長期信用銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)</p> <p>十 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 (当該会社の株式等を、当該長期信用銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、合算して、<u>基準株式数等を超えて所有していないものに限る。</u>)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項に規定する子会社とは、会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下「発行済株式の総数等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 長期信用銀行の子会社(第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。)である次に掲げる会社</p>

<p>9 第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信</p>	<p>7・8 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社(従属業務(第四項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第九項において同じ。))又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該長期信用銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。))を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。(を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。)</p>
<p>9 第一項第八号又は第六項の場合において、会社が主として長期信</p>	<p>7・8 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 長期信用銀行の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする第一項第十一号に掲げる持株会社</p> <p>ハ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 長期信用銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(主として当該長期信用銀行の営む業務のために従属業務(第四項第一号に掲げる従属業務をいう。第九項において同じ。))を営んでいる会社を除く。以下この条において「子会社対象銀行等」という。(を子会社としようとするときは、第十七条において準用する銀行法第三十条第一項から第四項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併、分割又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。)</p>

用銀行若しくはその子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(長期信用銀行等の株式所有に係る届出書の提出)

第十六条の二 一の長期信用銀行の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の長期信用銀行持株会社(第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。)(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(次条において「国等」という。))を除く。以下「長期信用銀行株式大量所有者」という。は、内閣府令で定めるところにより、長期信用銀行株式大量所有者となつた日から五日(日曜日その他政令で定める休日)の日数は、算入しない。()以内(所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合)にあつては、内閣府令で定める日以内()に、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合(長期信用銀行株式大量所有者の所有する当該長期信用銀行株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の株式の数を、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。)()に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の株式の所有に関する重要な事

用銀行若しくはその子会社、長期信用銀行の一の子会社又は長期信用銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(新設)

<p>項として内閣府令で定める事項</p> <p>二 商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名</p> <p>四 事業を行つているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類</p> <p>2 第十三条の二第三項の規定は、前項の場合において長期信用銀行株式大量所有者が所有する株式について準用する。</p> <p>（長期信用銀行主要株主に係る認可等）</p> <p>第十六条の二の二 次に掲げる取引若しくは行為により一の長期信用銀行の主要株主基準値（銀行法第二十九条第九項（定義等）に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の株式の所有者にならうとする者又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者（国等並びに第十六条の二の四第一項に規定する持株会社にならうとする会社、同項に規定する者及び長期信用銀行を子会社としようとする長期信用銀行持株会社を除く。）は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一 当該株式の所有者にならうとする者による長期信用銀行の株式の取得（担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。）</p> <p>二 当該株式の所有者にならうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第四条第一項の免許の取得</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

三 其他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに長期信用銀行持株会社及び第十六条の二の四第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第二十七条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該長期信用銀行の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくな

るよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

- 5 | 第十三条の二第三項の規定は、前各項の場合において長期信用銀行主要株主（長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて、第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは第二項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。）及び特定主要株主が所有する株式について準用する。

第十六条の二の三 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なつおそれがないこと。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株

（新設）

<p>主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。</p> <p>八 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、長期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる長期信用銀行の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。</p> <p>ハ 当該申請者が、長期信用銀行の業務の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。</p> <p>（長期信用銀行持株会社に係る認可等） 第十六条の二の四（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了</p>	<p>（長期信用銀行持株会社に係る認可等） 第十六条の二（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了</p>
---	--

の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつた会社若しくは長期信用銀行を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も長期信用銀行を子会社とする持株会社である会社に対し、長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二の四第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〜七 (略)

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社の

の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き長期信用銀行を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 (略)

(新設)

(長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等)

第十六条の四 長期信用銀行持株会社(長期信用銀行を子会社とする持株会社であつて、第十六条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。以下同じ。)は、長期信用銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〜七 (略)

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該会社の株式等を、長期信用銀行持株会社又はその子会社の

うち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、
合算して、次条において準用する銀行法第五十二條の二十四第一
項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限
る。

九 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀
行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社
(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣
府令で定めるものを専ら営む会社)(従属業務を営む会社にあつて
は、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀
行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除
く。(以下この条において「長期信用銀行等」という。)を子会社
としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二條の
三十五第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲
受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可
を受けなければならない。

4~6 (略)

(銀行法の準用)

第十七條 銀行法の規定は、同法第一条から第三条まで(目的、定義
等)、第四条(営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、
第六条第一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務
の範囲)、第十六条の二(銀行の子会社の範囲等)、第三十一条(合
併、分割又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十二条

うち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの以外の子会社が、
合算して、次条において準用する銀行法第五十二條の八第一項に
規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。

九 (略)

2 (略)

3 長期信用銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、長期信用銀
行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社
(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として内閣
府令で定めるものを専ら営む会社)(従属業務を営む会社にあつて
は、主として当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀
行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除
く。(以下この条において「長期信用銀行等」という。)を子会社
としようとするときは、次条において準用する銀行法第五十二條の
十九第一項から第三項までの規定により合併、分割又は営業の譲受
けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を
受けなければならない。

4~6 (略)

(銀行法の準用)

第十七條 銀行法の規定は、同法第一条から第四条まで(目的、定義
等)、営業の免許)、第五条第一項及び第二項(資本の額)、第六条第
一項及び第二項(商号)、第十条から第十二条まで(業務の範囲)、
第十六条の二(銀行の子会社の範囲等)、第三十一条(合併、分割
又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)、第三十二条(合併の

(合併の場合の債権者の異議の催告)、第三十三条の二(会社の分割の場合の債権者の異議の催告)、第三十七條第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三條(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二條の二(銀行等の株式所有に係る届出書の提出)、第五十二條の九、第五十二條の十(銀行主要株主に係る認可等)、第五十二條の十七、第五十二條の十八第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の二十三(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四條(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八條から第六十條まで(内閣府令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行株式大量所有者に係るものにあつては長期信用銀行株式大量所有者について、銀行主要株主に係るものにあつては長期信用銀行主要株主について、銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者に係るものにあつては長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の失効)

第二十条 長期信用銀行、長期信用銀行主要株主(第十六条の二の二第一項の認可のうち設立に係るものを受けた者を含む。)又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二の四第一項の認可を受けた者を含む。)

場合の債権者の異議の催告)、第三十三條の二(会社の分割の場合の債権者の異議の催告)、第三十七條第二項(廃業及び解散等の認可)、第四十三條(他業会社への転移等)、第七章(外国銀行支店)、第五十二條の二、第五十二條の三第一項(銀行持株会社に係る認可等)、第五十二條の七(銀行持株会社の子会社の範囲等)、第五十四條(認可等の条件)、第五十五条(認可の失効)、第五十六条第四号(内閣総理大臣の告示)、第五十八條から第六十條まで(内閣府令への委任、権限の委任、経過措置)、第九章(罰則)並びに附則の規定を除くほか、銀行に係るものにあつては長期信用銀行について、銀行持株会社に係るものにあつては長期信用銀行持株会社について、銀行を子会社とする持株会社に係るものにあつては長期信用銀行を子会社とする持株会社について、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(認可の失効)

第二十条 長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社(第十六条の二第一項の認可を受けた者を含む。)がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたと

む。)がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二の二第一項又は第二項ただし書の認可(以下この項において「主要株主認可」という。)については、当該主要株主認可に係る長期信用銀行主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき又は当該主要株主認可に係る長期信用銀行を子会社とするこゝとについて第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書若しくは第十六条の四第三項若しくは第四項ただし書の認可を受けたときは、当該主要株主認可は、効力を失う。

3 第一項に規定するもののほか、第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

(罰則)

第二十三条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二の四第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

きは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(新設)

2 前項に規定するもののほか、第十六条の二第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る長期信用銀行持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

(罰則)

第二十三条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は長期信用銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第十六条の二の四第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第十六条の二の四第五項の規定による命令に違反して長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき又は第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二条の三十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四条 第四条第三項の規定により付した条件に違反した者又は銀行法第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項若しくは第四項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二の四第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

三 銀行法第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれ

二 第十六条の二第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 第十七条において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第五十二条の十八第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

第二十四条 第四条第三項の規定により付した条件に違反した者又は銀行法第二十六条第一項、第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部若しくは一部の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十九条第一項の規定により付した条件（第十六条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

三 銀行法第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれら

らの書類の提出をした者

三の二 銀行法第二十條若しくは第五十二條の二十八の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二項又は第五十二條の二十九第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

四 銀行法第二十四條第一項（第十六條第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四條第二項、第五十二條の七、第五十二條の十一若しくは第五十二條の三十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 銀行法第二十五條第一項（第十六條第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五條第二項、第五十二條の八第一項、第五十二條の十二第一項若しくは第五十二條の三十二第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六・七（略）

八 銀行法第五十二條の三十四第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をし

の書類の提出をした者

三の二 銀行法第二十條若しくは第五十二條の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならない書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

三の三 銀行法第二十一條第一項若しくは第二項又は第五十二條の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

四 銀行法第二十四條第一項（第十六條第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十四條第二項若しくは第五十二條の十五第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 銀行法第二十五條第一項（第十六條第三項において準用する場合を含む。）若しくは銀行法第二十五條第二項若しくは第五十二條の十六第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六・七（略）

八 銀行法第五十二條の十八第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

第二十七條 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした長期

た長期信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行株式会社大量所有者（長期信用銀行株式会社大量所有者が長期信用銀行株式会社大量所有者でなくなつた場合における当該長期信用銀行株式会社大量所有者であつた者を含み、長期信用銀行株式会社大量所有者が法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、以下この条において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行主要株主（長期信用銀行主要株主が長期信用銀行主要株主でなくなつた場合における当該長期信用銀行主要株主であつた者を含み、長期信用銀行主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理人、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の

信用銀行（長期信用銀行が銀行法第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失つた場合における当該長期信用銀行であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者）若しくは清算人、長期信用銀行持株会社（長期信用銀行持株会社が長期信用銀行持株会社でなくなつた場合における当該長期信用銀行持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が長期信用銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

<p>取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第六条の二又は銀行法第五十二条の二十一第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。</p> <p>二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第二十六条第一項、第三十八条若しくは第五十三条第一項から第三項までの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。</p> <p>三 第十三条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第十六条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二条の二十四第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。</p> <p>四（略）</p> <p>四の二 第十六条の二の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつたとき又は長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。</p> <p>四の三 第十六条の二の二第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。</p> <p>四の四 第十六条の二の二第四項の規定による命令に違反して長</p>	<p>一 第六条の二又は銀行法第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。</p> <p>二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第十六条、第三十四条第一項、第二十六条第一項、第三十八条若しくは第五十三条第一項若しくは第三項の規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたとき。</p> <p>三 第十三条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき又は第十六条の四第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（銀行法第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	---

期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき又は銀行法第五十二条の十五第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて長期信用銀行の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。

五 第十六条の二第一項、第十六条の二の二第三項若しくは第十六条の二の四第二項若しくは第四項の規定若しくは銀行法第五十二条の三第一項、第三項若しくは第四項、第五十二条の四第一項若しくは第二項、第五十二条の五若しくは第五十二条の六の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

六 (略)

七 第十九条第一項の規定により付した条件(第十三条の二第六項(同条第八項において準用する場合を含む。)、第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書若しくは第十六条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定又は銀行法第八条第二項、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の三十五第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の十九第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の二十四第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反し

五 第十六条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六 (略)

七 第十九条第一項の規定により付した条件(第十三条の二第六項(同条第八項において準用する場合を含む。))若しくは第十六条の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定又は銀行法第八条、第三十条第一項から第四項まで、第三十七条第一項若しくは第五十二条の十九第一項から第三項までの規定による認可に係るものに限る。)に違反したとき。

八 銀行法第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

九 銀行法第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

十 銀行法第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したと

たとき。

十一 銀行法第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の二十四第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十二 (略)

十三 銀行法第二十六条第一項、第五十二条の十四第一項若しくは第五十二条の三十三第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは銀行法第二十九条、第五十二条の十三、第五十二条の十四、第五十二条の十五第一項若しくは第五十二条の三十三第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 (略)

き。

十一 銀行法第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

十二 (略)

十三 銀行法第二十六条第一項若しくは第五十二条の十七第一項の規定に違反して改善計画の提出をせず、又は銀行法第二十六条第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)若しくは銀行法第二十九条若しくは第五十二条の十七第一項若しくは第三項の規定による命令に違反したとき。

十四 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条 第二条の二）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章 通則（第三条 第八条の二）</p> <p>第二章 第十章（略）</p> <p>第十章の二 株主</p> <p>第一節 通則（第二百七十一条の三 第二百七十一条の九）</p> <p>第二節 保険主要株主に係る特例</p> <p>第一款 通則（第二百七十一条の十・第二百七十一条の十一）</p> <p>第二款 監督（第二百七十一条の十二 第二百七十一条の十六）</p> <p>第三款 雑則（第二百七十一条の十七）</p> <p>第三節 保険持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第二百七十一条の十八 第二百七十一条の二十）</p> <p>第二款 業務及び子会社（第二百七十一条の二十一・第二百七十一条の二十二）</p> <p>第三款 経理（第二百七十一条の二十三 第二百七十一条の二十六）</p> <p>第四款 監督（第二百七十一条の二十七 第二百七十一条の三十）</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二編 保険会社等</p> <p>第一章 通則（第三条 第八条）</p> <p>第二章 第十章（略）</p> <p>第十章の二 保険持株会社</p> <p>第一節 通則（第二百七十一条の三・第二百七十一条の四）</p> <p>第二節 業務及び子会社（第二百七十一条の五・第二百七十一条の六）</p> <p>第三節 経理（第二百七十一条の七 第二百七十一条の十）</p> <p>第四節 監督（第二百七十一条の十一 第二百七十一条の十四）</p> <p>第五節 雑則（第二百七十一条の十五 第二百七十一条の十八）</p>

<p>13 この法律において「主要株主基準値」とは、発行済株式の総数の百分の二十(会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実が存在するものとして内</p>	<p>第五款 雑則(第二百七十一条の三十一) 第四節 雑則(第二百七十一条の三十二・第二百七十一条の三十三) 第十一章 (略) 第三編 第五編 (略) 附則 (定義) 第二条 (略) 2~10 (略)</p> <p>11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条及び第二編第十章の二において同じ。)の総数又は出資の総額をいい、「株式等」とは、株式(議決権のあるものに限る。以下この条、次条、第二百二十七条、第二編第十章の二及び第三百三十三条において同じ。)又は持分をいう。</p> <p>12 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。</p>
<p>13 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社</p>	<p>第十一章 (略) 第三編 第五編 (略) 附則 (定義) 第二条 (略) 2~10 (略)</p> <p>11 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額をいう。</p> <p>12 この法律において「株式等」とは、株式(議決権のあるものに限る。)又は持分をいう。</p>

閣府令で定める要件に該当する者が当該会社の株式の所有者である場合にあっては、百分の十五()をいう。

14 この法律において「保険主要株主」とは、保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者(他人(仮設人を含む。))の名義をもつて所有する者を含む。以下同じ。)であつて、第二百七十一条の十第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第二項ただし書の認可を受けているものをいう。

15 第十二項又は前項の場合において、会社又は株式の所有者が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社若しくは当該株式の所有者に指図を行うことができるものに限る。)(その他内閣府令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社又は当該株式の所有者が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの)(内閣府令で定める株式等を除く。)(を含むものとする。

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(第九条第三項(持株会社))に規定する持株会社をいう。以下同じ。)(であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし

又は当該会社の一若しくは一以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

14 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等(委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。)(その他内閣府令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの)(内閣府令で定める株式等を除く。)(を含むものとする。

15 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)(第九条第三項(持株会社))に規定する持株会社をいう。

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社であつて、第二百七十一条の三第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

書の認可を受けているものをいう。

17
22 (略)

第二条の二 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の

保険会社の株式の所有者とみなして、第二編第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章、第四編並びに第五編の規定を適用する。

一 法人でない団体（法人に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。） 当該法人でない団体の名義をもって所有される保険会社の株式の数

二 内閣府令で定めるところにより連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる会社（次号において「連結基準対象会社」という。）であつて、その連結する会社その他の法人（前号に掲げる法人でない団体を含む。以下この項において「会社等」という。）のうちに保険会社を含むものうち、他の会社の計算書類その他の書類に連結される会社以外の会社 当該会社の当該保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

三 連結基準対象会社以外の会社等（保険会社の株式の所有者である会社等）に限り、前号に掲げる会社の計算書類その他の書類に連結されるものを除く。（が会社等集団）当該会社等及び当該会社等が他の会社等に係る議決権の過半数を所有していることその他の当該会社等と密接な関係を有する会社等として内閣府令で定める会社等の集団をいう。以下この項において同じ。）に属し、かつ、当該会社等集団が当該会社等集団に属する全部の会社等の所有する一の保険会社の株式の数を合算した数（以下この号及

17
22 (略)

(新設)

び次号において「会社等集団所有株式数」という。）が当該保険会社の主要株主基準値以上の数である会社等集団（以下この号及び次号において「特定会社等集団」という。）である場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうち、その会社等に属する議決権の過半数の所有者である会社等がない会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

四 特定会社等集団に属する会社等のうちに前号に掲げる会社等がない場合において、当該特定会社等集団に属する会社等のうちその貸借対照表上の資産の額が最も多い会社等 当該特定会社等集団に係る会社等集団所有株式数

五 保険会社の株式の所有者である会社等（第二号から前号までに掲げる者を含む。以下この号において同じ。）に係る議決権の過半数の所有者である個人のうち、当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等がそれぞれ所有する一の保険会社の株式の数（当該会社等が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）を合算した数（当該個人が当該保険会社の株式の所有者である場合にあつては、当該合算した数に当該個人が所有する当該保険会社の株式の数を加算した数。以下この号において「合算株式数」という。）が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者 当該個人に係る合算株式数

六 保険会社の株式の所有者（前各号に掲げる者を含む。以下この号において同じ。）のうち、その所有する当該保険会社の株式の数（当該株式の所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数）とその共同所有者（保険会社の株式の所有者が、当該保険会社の株式の他の所有者（前各号に掲げる者を

含む。)と共同して当該株式を取得し、若しくは譲渡し、又は当該保険会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の所有者(当該株式の所有者が第二号に掲げる会社である場合においては当該会社の計算書類その他の書類に連結される会社等を、当該株式の所有者が第二号又は第四号に掲げる会社等である場合においては当該会社等が属する会社等集団に属する当該会社等以外の会社等を、当該株式の所有者が前号に掲げる個人である場合においては当該個人がその議決権の過半数の所有者である会社等を除き、当該株式の所有者と政令で定める特別な関係を有する者を含む。)をいう。)の所有する当該保険会社の株式の数(当該共同所有者が前各号に掲げる者であるときは、それぞれ当該各号に定める数)を合算した数(以下この号において「共同所有株式数」という。)が当該保険会社の発行済株式の総数の百分の二十以上の数である者
共同所有株式数

七 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者 保険会社に対する実質的な影響力を表すものとして内閣府令で定めるところにより計算される数

2 前条第十五項の規定は、前項各号の場合において同項各号に掲げる者が所有するものとみなされる株式及び株式又は議決権の所有者が所有する株式又は議決権について準用する。

(取締役の適格性)

第八条の二 保険会社の常務に従事する取締役は、保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を

(新設)

有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(組織変更計画書の承認)

第八十六条 (略)

2~4 (略)

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならぬ。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するとき、一株の金額

三 社員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額

四 社員に対する株式の割当てに関する事項

五 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項

六 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

(組織変更計画書の承認)

第八十六条 (略)

2~4 (略)

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならぬ。

一 組織変更後の株式会社の資本の額

二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するとき、一株の金額

三 社員に対する割当てにより発行する株式の総数及び額面又は無額面の別並びに発行価額

四 社員に対する株式の割当てに関する事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)

五 社員に対する株式の割当てにより生ずる一株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法その他売却に関し内閣府令で定める事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)

六 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)

<p>七 組織変更剰余金額に関する事項</p> <p>八 組織変更をする時期その他内閣府令で定める事項</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定関係者との間の取引等)</p> <p>第一百条の三 保険会社は、その特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く。))その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(保険会社の子会社の範囲等)</p> <p>第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあっては主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のた</p>	<p>七 組織変更剰余金額に関する事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)</p> <p>八 組織変更をする時期その他内閣府令で定める事項(第九十二条の七各号又は第九十二条の九第一項各号に掲げる事項を記載するときは、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)</p> <p>6 (略)</p> <p>(特定関係者との間の取引等)</p> <p>第一百条の三 保険会社は、その特定関係者(当該保険会社の子会社、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社(当該保険会社を除く。))その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(保険会社の子会社の範囲等)</p> <p>第一百六条 保険会社は、次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一〜八 (略)</p> <p>九 従属業務を専ら営む会社であって、主として当該保険会社又はその子会社の行う業務のためにその業務を営んでいる会社(主と</p>
--	---

めにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が銀行専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、その会社が証券専門関連業務を営む会社（銀行専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、その会社が銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等及び証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

(削る)

して当該保険会社の一の子会社の行う業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社（当該一の子会社（同条第七項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第十一号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

十 金融関連業務を専ら営む会社（銀行専門関連業務を営む会社

）（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社（銀行子会社等を除く。）が合算して所有する

<p>十 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 (当該会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)</p> <p>十一 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p>	<p>当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、証券専門関連業務を営む会社(銀行専門関連業務を営むものを除く。)にあつては当該会社の株式等を、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)</p> <p>十一 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社(当該会社の株式等を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項第二号において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)</p> <p>十二 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p>
---	--

<p> □ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社 会社 八 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ (略) □ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社 会社 八 (略) 3 (略) 4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社(従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。))又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。)を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 </p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第九号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社若しくはその子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p>	<p> □ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社 会社 八 (略) 六 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社 イ (略) □ イに掲げる会社を子会社とする前項第十二号に掲げる持株会社 会社 八 (略) 3 (略) 4 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十号まで又は第十二号に掲げる会社(主として当該保険会社の行う業務のために従属業務(第二項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項において同じ。))を営んでいる会社を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。)を子会社としようとするときは、第百四十二条、第百六十七条第一項又は第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。 </p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 第一項第九号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社若しくはその子会社、保険会社の一の子会社又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p>
---	--

<p>8 (略)</p> <p>(保険会社等による株式の取得等の制限)</p> <p>第一百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号まで、第九号及び第十一号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>8 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>8 (略)</p> <p>(保険会社等による株式の取得等の制限)</p> <p>第一百七条 保険会社又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第五号までに掲げる会社、同項第九号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第十号及び第十二号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 前各項の場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、保険会社の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>一 特定従属会社 従属先子会社</p> <p>二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 特定子会社</p> <p>8 第二条第十四項の規定は、前各項の場合において保険会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。</p> <p>(特定取引勘定)</p> <p>第一百十二条の二 保険会社は、特定取引（保険会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第九十八条第七項に規定する金融先物取引等その他内閣府令で定めるものをいう。以下この</p>

条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、内閣府令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五条ノ四(金銭債権の評価)及び第二百八十五条ノ五(社債の評価)(これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた保険会社は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので事業年度終了の時に決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時に決済したものと同みなして、当該事業年度の損益の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

(届出事項)

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、

(届出事項)

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、

<p>内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六十六条第一項第九号又は第十号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第四百二十二条、第四百七十七条第一項又は第四百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。)</p> <p>三六 (略)</p> <p>七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなったとき。</p> <p>八 (略)</p> <p>2 第二条第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなった保険会社の株式について準用する。</p> <p>(業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)</p> <p>第二百四十一条 (略)</p> <p>2 この章において「保険持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 株式を取得することにより保険会社を子会社とする持株会社となることについて第二百七十一条の十八第一項の認可を受けた会社</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六十六条第一項第九号又は第十一号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第四百二十二条、第四百七十七条第一項又は第四百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。)</p> <p>三六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>
<p>内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六十六条第一項第九号又は第十一号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第四百二十二条、第四百七十七条第一項又は第四百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。)</p> <p>三六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>	<p>内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第六十六条第一項第九号又は第十一号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第四百二十二条、第四百七十七条第一項又は第四百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は分割をしようとする場合を除く。)</p> <p>三六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>

(保険契約の移転等における適格性の認定)

第二百六十八条 (略)

25 (略)

6 破綻^{たん}保険会社の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により保険会社を子会社とする持株会社になることについて、第二百七十一条の十八第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 (略)

2 機構が、前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九十九条、第一百零三条及び第一百零四条を除く。)、第一百零三条から第一百零五条まで、第一百零一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第二百九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第一百零一条並びに第二百二十

(保険契約の移転等における適格性の認定)

第二百六十八条 (略)

25 (略)

6 破綻^{たん}保険会社の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により保険会社を子会社とする持株会社になることについて、第二百七十一条の三第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

(機構が保険業を行う場合のこの法律の適用関係)

第二百七十条の六 (略)

2 機構が、前項の規定により保険業を行う場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第九十七条、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条、第二編第五章(第九十九条、第一百零二条の二、第一百零三条及び第一百零四条を除く。)、第一百零三条から第一百零五条まで、第一百零一条、同編第七章第一節及び第三節、第二百七十四条並びに第二百九条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)(の適用については、機構を保険会社とみなす。この場合において、第九十七条第一項中「第三条第二項」とあるのは「第二百六十条第九項に規定する保険契約の引受けに係る同条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社」と、第九十八条第一項中「次に掲げる業務その他の業務」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる業務」と、第一百零一条第

一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第百三十六条第一項中「又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は保険契約者保護機構の総会（第百四十四条第二項及び第百四十九条第一項において「株主総会等」という。）」と、第百三十六条の二第一項中「移転会社の取締役」とあるのは「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二・三 (略)

3 (略)

第十章の二 株主

(削る)

第一節 通則

(保険会社等の株式所有に係る届出書の提出)

第二百七十一条の三 一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者(国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人)第二百七十一条の十において「国等」という。()を除く。以下この章及び第三百三十三条にお

一項並びに第二百一十一条第一項及び第二項中「取締役会」とあるのは「保険契約者保護機構の理事長」と、第百三十六条第一項中「又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）」とあるのは、「社員総会（総代会を設けているときは、総代会）又は保険契約者保護機構の総会（第百四十四条第二項及び第百四十九条第一項において「株主総会等」という。）」と、第百三十六条の二第一項中「移転会社の取締役」とあるのは「保険契約者保護機構の理事」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前から」とあるのは「第二百七十条の六第二項第一号の規定により読み替えて適用される前条第一項の保険契約者保護機構の総会の会日から」とする。

二・三 (略)

3 (略)

第十章の二 保険持株会社

第一節 通則

(新設)

(新設)

いて「保険株式大量所有者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、保険株式大量所有者となつた日から五日（日曜日その他政令で定める休日の日数は、算入しない。次条第一項において同じ。）以内（所有する株式の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合）あつては、内閣府令で定める日以内）に、次に掲げる事項を記載した届出書（以下この章において「保険株式所有届出書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 株式所有割合（保険株式大量所有者の所有する当該保険株式大量所有者がその発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者である保険会社又は保険持株会社の株式の数を、当該保険会社又は当該保険持株会社の発行済株式の総数で除して得た割合をいう。以下この章において同じ。）に関する事項、取得資金に関する事項、所有の目的その他の保険会社又は保険持株会社の株式の所有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。）及びその代表者の氏名

四 事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 第一条第十五項の規定は、前項の場合において保険株式大量所有者が所有する株式について準用する。

（保険株式所有届出書に関する変更報告書の提出）

第二百七十一条の四 保険株式大量所有者は、一の保険会社の発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式又は一の保険持株会社の

（新設）

発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式の所有者となった日の後に、前条第一項各号に掲げる事項の変更があった場合（株式所有割合の変更の場合にあつては、百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。）には、内閣府令で定めるところにより、その日から五日以内に、当該変更に係る報告書（以下この条及び次条において「変更報告書」という。）を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、株式所有割合が百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株式所有割合が百分の五以下であるものを既に提出している場合その他の内閣府令で定める場合については、この限りでない。

2 | 株式所有割合が減少したことにより変更報告書を提出する者は、短期間に大量の株式を譲渡したものと政令で定める基準に該当する場合においては、内閣府令で定めるところにより、譲渡の相手方及び対価に関する事項についても当該変更報告書に記載しなければならない。

3 | 保険株式所有届出書又は変更報告書（以下この節において「提出書類」という。）を提出する日の前日までに、新たに変更報告書を提出しなければならない事由が生じた場合には、当該変更報告書は、第一項本文の規定にかかわらず、提出されていない当該提出書類の提出と同時に内閣総理大臣に提出しなければならない。

4 | 提出書類を提出した者は、当該提出書類に記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が不十分であり、若しくは欠けていると認めるときは、訂正報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 | 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険

株式大量所有者が所有する株式について準用する。

(保険株式所有届出書等に関する特例)

第二百七十一条の五 銀行、証券会社、信託会社その他の内閣府令で定める者のうち基準日を内閣総理大臣に届け出た者が所有する株式で当該株式の発行者である保険会社又は保険持株会社の事業活動を支配することを所有の目的としないもの(株式所有割合が内閣府令で定める数を超えた場合及びすべての態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。以下この条において「特例対象株式」という。)に係る保険株式所有届出書は、第二百七十一条の三第一項の規定にかかわらず、株式所有割合が初めて百分の五を超える数となった基準日における当該株式の所有状況に関する事項であつて、内閣府令で定めるものを記載したものを、内閣府令で定めるところにより、当該基準日の属する月の翌月十五日までに、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 | 特例対象株式に係る変更報告書(当該株式が特例対象株式以外の株式になる場合の変更に係るものを除く。) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日まで、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項の保険株式所有届出書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該保険株式所有届出書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の同項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合
当該後の基準日の属する月の翌月十五日

二 当該保険株式所有届出書に係る基準日の属する月の後の月の

(新設)

末日において株式所有割合が大幅に増加し又は減少した場合として内閣府令で定める基準に該当することとなった場合 当該末日の属する月の翌月十五日

三 変更報告書に係る基準日の後の基準日における株式所有割合が当該変更報告書に記載された株式所有割合より百分の一以上増加し又は減少した場合その他の前項に規定する内閣府令で定めるものの重要な変更があつた場合 当該後の基準日の属する月の翌月十五日

四 前三号に準ずる場合として内閣府令で定める場合 内閣府令で定める日

3 前二項の基準日とは、第一項に規定する内閣府令で定める者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした三月ごとの月の末日をいう。

4 第二条第十五項の規定は、第一項及び第二項の場合において保険株式大量所有者が所有する特例対象株式について準用する。

(訂正報告書の提出命令)

第二百七十一条の六 内閣総理大臣は、第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項若しくは第三項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提出書類の提出を受けた場合において、当該提出書類に形式上の不備があり、又は当該提出書類に記載すべき事項のうち重要なものの記載が不十分であると認めるときは、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができ、この場合においては、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定に

(新設)

よる意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第二百七十一条の七 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、当該提出書類の提出をした者に対し、訂正報告書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項（不利益処分をしようとする場合の手続）の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（保険株式会社大量所有者による報告又は資料の提出）

第二百七十一条の八 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている疑いがあると認めるときは、当該提出書類を提出した保険株式会社大量所有者に対し、当該提出書類に記載すべき事項又は誤解を生じさせないために必要な事実に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

（保険株式会社大量所有者に対する立入検査）

第二百七十一条の九 内閣総理大臣は、提出書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき事項のうち重要なもの若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠

（新設）

（新設）

（新設）

けている疑いがあると認めるときは、当該職員に当該提出書類を提出した保険株式大量所有者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該提出書類に記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実に関し質問させ、又は当該保険株式大量所有者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

第二節 保険主要株主に係る特例

第一款 通則

(保険主要株主に係る認可等)

第二百七十一条の十 次に掲げる取引若しくは行為により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になろうとする者又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(国等並びに第二百七十一条の十八第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び保険会社を子会社としようとする保険持株会社を除く。)は、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

一 当該株式の所有者になろうとする者による保険会社の株式の取得(担保権の実行その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該株式の所有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の株式を所有している会社による第三条第一項の免許の

(新設)

(新設)

(新設)

取得

三 其他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者(国等並びに保険持株会社及び第二百七十一条の十八第二項に規定する特定持株会社を除く。以下この条及び第三百三十三条において「特定主要株主」という。)は、当該事由の生じた日の属する当該保険会社の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。)までに保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 特定主要株主は、前項の規定による措置により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。当該措置によることなく保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなったときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になつた者若しくは保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である者に対し、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置

を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の十一 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該認可の申請をした者（以下この条において「申請者」という。）が会社その他の法人である場合又は当該認可を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者又は当該認可を受けて設立される会社その他の法人（以下この号において「法人申請者等」という。）による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となること。

ロ 法人申請者等及びその子会社（子会社となる会社を含む。）の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なつおそれがないこと。

ハ 法人申請者等が、その人的構成等に照らして、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

（新設）

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 取得資金に関する事項、所有の目的その他の当該申請者による保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ロ 当該申請者の財産の状況（当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。）に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の株式の所有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる保険会社の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

ハ 当該申請者が、保険業の公共性に関し十分な理解を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

第二款 監督

（保険主要株主による報告又は資料の提出）

第二百七十一条の十二 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十八条第一項の規定により保険会社に対し報告又は資料の提出を求めるときは、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主に対し、その理由を示した上で、当該保険会社

（新設）

（新設）

の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

(保険主要株主に対する立入検査)

第二百七十一条の十三 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、第二百二十九条第一項の規定による保険会社に対する立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である保険主要株主の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該保険会社若しくは当該保険主要株主の業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は当該保険主要株主の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その立入り、質問又は検査の相手方にその理由を示さなければならない。

(保険主要株主に対する措置命令)

第二百七十一条の十四 内閣総理大臣は、保険主要株主が第二百七十一条の十一各号に掲げる基準(当該保険主要株主に係る第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可に第三百十条第一項の規定に基づき条件が付されている場合にあつては、当該条件を含む。)に適合しなくなったときは、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

(新設)

(新設)

(保険主要株主に対する改善計画の提出の要求等)

第二百七十一条の十五 内閣総理大臣は、保険主要株主(保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者に限る。以下この条において同じ。)の業務又は財産の状況(保険主要株主が会社その他の法人である場合にあつては、当該保険主要株主の子会社その他の当該保険主要株主と内閣府令で定める特殊の関係のある会社の財産の状況を含む。)に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険主要株主に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該保険会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、保険主要株主に対し前項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る措置の実施の状況に照らして必要があると認めるときは、当該保険主要株主がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者である保険会社に対し、その業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置を命ずることができる。

(保険主要株主に係る認可の取消し等)

第二百七十一条の十六 内閣総理大臣は、保険主要株主が法令若しくは法令に基づき内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該保険主要株主に対し監督上必要な措置を命じ、又は当該保険主要株主の第二百七十一条の十第一項若しく

(新設)

(新設)

は第二項ただし書の認可を取り消すことができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された会社その他の法人である保険主要株主に対して与えられているものとみなす。

2 保険主要株主は、前項の規定により第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第三款 雑則

(外国保険主要株主に対する法律の適用関係)

第二百七十一条の十七 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であつて外国人又は外国法人であるもの(以下この条において「外国保険主要株主」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国保険主要株主に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 保険持株会社に係る特例

第一款 通則

(保険持株会社に係る認可等)

第二百七十一条の十八 (略)

2 (略)

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(保険持株会社に係る認可等)

第二百七十一条の三 (略)

2 (略)

3 特定持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了

の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になった会社若しくは保険会社を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社である会社に対し、保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

第二百七十一条の十九 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十一条の二十二第三項各号のいずれにも該当しないものであること。

2 (略)

(保険主要株主に係る規定の準用)

第二百七十一条の二十 第二百七十一条の十七の規定は、保険会社を

の日から一年を経過する日(以下この項において「猶予期限日」という。)までに保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定持株会社が、猶予期限日後も引き続き保険会社を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

4 (略)

(新設)

第二百七十一条の四 内閣総理大臣は、前条第一項又は第三項ただし書の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一・二 (略)

三 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十一条の六第三項各号のいずれにも該当しないものであること。

2 (略)

(新設)

子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたものについて準用する。

(削る)

第二款 業務及び子会社

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の二十一 (略)

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 (略)

2~5 (略)

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社(銀行法第二条第十三項(定義等))に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。(若しくは長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項(子会社の範囲等))に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。)にならうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(削る)

第三款 經理

第二節 業務及び子会社

(新設)

(保険持株会社の業務範囲等)

第二百七十一条の五 (略)

2 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の六 (略)

2~5 (略)

6 保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社(銀行法第二条第十一項(定義等))に規定する銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。(若しくは長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項(子会社の範囲等))に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下この項において同じ。)にならうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前各項の規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

(新設)

第三節 經理

<p>(保険持株会社の営業年度) 第二百七十一条の二十三 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る業務報告書) 第二百七十一条の二十四 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この款及び次款において「子会社等」という。)の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険持株会社の営業年度) 第二百七十一条の七 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る業務報告書) 第二百七十一条の八 保険持株会社は、営業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社その他の当該保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社(以下この節及び次節において「子会社等」という。)の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、財務大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第二百七十一条の二十五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等) 第二百七十一条の九 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(保険持株会社の営業報告書等の記載事項) 第二百七十一条の二十六 (略)</p> <p>(削る) 第四款 監督</p>	<p>(保険持株会社の営業報告書等の記載事項) 第二百七十一条の十 (略)</p> <p>(新設) 第四節 監督</p>
<p>(保険持株会社による報告又は資料の提出) 第二百七十一条の二十七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険持株会社等による報告又は資料の提出) 第二百七十一条の十一 (略)</p> <p>2 (略)</p>

<p>3 前項に規定する措置が講じられた場合において、当該措置を講じ</p>	<p>(保険持株会社に対する立入検査) 第二百七十一条の二十八 (略) 2~4 (略)</p> <p>(保険持株会社に対する改善計画の提出の要求等) 第二百七十一条の二十九 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る認可の取消し等) 第二百七十一条の三十 内閣総理大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。</p> <p>2 保険持株会社は、前項の規定により第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(保険持株会社等に対する立入検査) 第二百七十一条の十二 (略) 2~4 (略)</p> <p>(保険持株会社に対する改善計画の提出の要求等) 第二百七十一条の十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(保険持株会社に係る認可の取消し等) 第二百七十一条の十四 内閣総理大臣は、保険持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該保険持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該保険持株会社の第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該保険持株会社の子会社である保険会社に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された保険持株会社に対して与えられているものとみなす。</p> <p>2 保険持株会社は、前項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に保険会社を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。</p>

た会社がなお保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であるときは、当該措置を講じた日を第二百七十一条の第十二項に規定する事由の生じた日とみなして、同項の規定を適用する。

4 内閣総理大臣は、保険会社を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があるときは、当該持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二百七十一条の第十八第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたもの

二 第二百七十一条の第十八第一項の認可を受けずに保険会社を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第二百七十一条の第十八第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第二百七十一条の第十八第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、第二項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

(削る)

第五款 雑則

(保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

3 内閣総理大臣は、保険会社を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があるときは、当該持株会社の子会社である保険会社に対し、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二百七十一条の三第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたもの

二 第二百七十一条の三第一項の認可を受けずに保険会社を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第二百七十一条の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予期限日後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も保険会社を子会社とする持株会社であるもの

(新設)

第五節 雑則

(保険持株会社に係る合併、分割又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)

第二百七十一条の三十一 (略)

2・3 (略)

4 第二百七十一条の十九第一項の規定は、前三項の認可の申請があった場合について準用する。

(削る)

第四節 雑則

(届出事項)

第二百七十一条の三十二 保険主要株主(保険主要株主であつた者を含む。)(は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一 第二百七十一条の十第一項の認可に係る保険主要株主になつたとき又は当該認可に係る保険主要株主として設立されたとき。
- 二 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者となつたとき。

第二百七十一条の十五 (略)

2・3 (略)

4 第二百七十一条の四第一項の規定は、前三項の認可の申請があつた場合について準用する。

(保険会社を子会社とする外国の持株会社に対する法律の適用関係)

第二百七十一条の十六 保険会社を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「保険会社を子会社とする外国の持株会社」という。)(に対しこの法律の規定を適用する場合における特例及び技術的読替えその他保険会社を子会社とする外国の持株会社に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(届出事項)

第二百七十一条の十七 (新設)

<p>三 保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき（第五号の場合を除く。）。</p> <p>四 保険会社の発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式の所有者でなくなつたとき（前号及び次号の場合を除く。）。</p> <p>五 解散したとき（設立、株式移転、合併（当該合併により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。）又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。）。</p> <p>六 その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなつたとき。</p> <p>七 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。</p> <p>2 保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 第二百七十一条の十八第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第二百七十一条の二十二第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第二百七十一条の三十一第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第二百七十一条の三十一第一項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）。</p>	<p>保険持株会社（保険持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>一 第二百七十一条の三第一項の認可に係る保険持株会社になつたとき、又は当該認可に係る保険持株会社として設立されたとき。</p> <p>二 （略）</p> <p>三 第二百七十一条の六第一項各号に掲げる会社を子会社としようとするとき（第二百七十一条の十五第一項から第三項までの規定による認可を受けて合併、分割又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。</p> <p>四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第二百七十一条の十五第二項又は第三項の規定による認可を受けて分割又は営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）。</p>
---	--

<p>五・六 (略)</p> <p>七 その発行済株式の総数の百分の五を超える数の株式が一の株主により取得又は所有されることとなったとき。</p> <p>八 (略)</p> <p>3 第二条第十五項の規定は、第一項第六号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は所有することとなった保険主要株主又は保険持株会社の株式について準用する。</p> <p>(認可の失効)</p> <p>第二百七十一条の三十三 第二百七十一条の十第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項ただし書の認可について第二号又は第三号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。</p> <p>一 当該認可があつた日から六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認があつたときを除く。)</p> <p>二 当該認可に係る保険主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつたとき。</p> <p>三 当該認可に係る保険主要株主が当該認可に係る保険会社を子会社とすることについて第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可を受けたとき。</p> <p>2 第二百七十一条の十八第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第三項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>五・六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二百七十一条の十八 (新設)</p> <p>(認可の失効)</p>
<p>第二百七十一条の三第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第三項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>五・六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二百七十一条の三第一項の認可について次の各号のいずれかに該当するとき、同条第三項ただし書の認可について第二号に該当するときは、当該認可は、その効力を失う。</p> <p>一・二 (略)</p>

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十三條 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一〜四 (略)

五 第二百七十一條の十六第一項の規定により第二百七十一條の十第一項又は第二項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第二百七十一條の三十第一項の規定により第二百七十一條の十八第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

七 第二百七十一條の三十第一項の規定により保険持株会社の子会社である保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第二百七十一條の三十第四項の規定により保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

九 第二百七十一條の三十三の規定により第二百七十一條の十第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十一條の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可が効力を失ったとき。

第二百七十七條 (略)

2 (略)

3 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第二百一十一條 第二百二十二條の二第四項、第二百二十九條(第七十九條第二項及び第二百七十一條第三項において準用する場合並びに

(内閣総理大臣の告示)

第二百七十三條 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一〜四 (略)

(新設)

五 第二百七十一條の十四第一項の規定により第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六 第二百七十一條の十四第一項の規定により保険持株会社の子会社である保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 第二百七十一條の十四第三項の規定により保険会社の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

八 第二百七十一條の十八の規定により第二百七十一條の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失ったとき。

第二百七十七條 (略)

2 (略)

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第二百一十一條 第二百二十二條の二第四項、第二百二十九條(第七十九條第二項及び第二百七十一條第三項において準用する場合並びに

第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三、第二百七十一条の二十八又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(財務大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三百二十二条第一項、第三百三十三條、第二百四條第一項、第二百五條、第二百三十條第一項、第二百三十一條、第二百四十一條第一項又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二・三 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百一条(第二百十二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の十二又は第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 (略)

(財務大臣への協議)

第三百十一条の二 内閣総理大臣は、保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人に対し次に掲げる処分をすることが保険業に対する信頼性の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、保険業に対する信頼性の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三百二十二條第一項、第三百三十三條、第二百四條第一項、第二百五條、第二百三十條第一項、第二百三十一條、第二百四十一條第一項又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二・三 (略)

2 (略)

(財務大臣への通知)

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 (略)

二 第六十六条第四項(第六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当する保険会社その他の内閣府令・財務省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。)、第三百二十九条第一項、第四百二十二条、第五百十三条第一項、第六百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三条、第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書、第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の三十一第一項から第三項までの規定による認可

三 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項、第二百四十七条第五項、第二百五十八条第一項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第四項、第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項、第二百七十一条の十八第五項、第二百七十一条の二十九又は第二百七十一条の三十第一項若しくは第四項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 (略)

五 第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十一条の十第一項若しくは第二項ただし書の認可の取消し又は第二百七十一条の三十第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し

六・七 (略)

第三百十一条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 (略)

二 第六十六条第四項(第六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社に該当する保険会社その他の内閣府令・財務省令で定める保険会社を子会社としようとする場合に限る。)、第三百二十九条第一項、第四百二十二条、第五百十三条第一項、第六百六十七条第一項、第二百八条、第二百三十三条、第二百七十一条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第二百七十一条の十五第一項から第三項までの規定による認可

三 第三百二十二条第一項、第三百三十三条、第二百四条第一項、第二百五条、第二百三十条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項、第二百四十七条第五項、第二百五十八条第一項、第二百七十一条の十三又は第二百七十一条の十四第一項若しくは第三項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)

四 (略)

五 第二百七十一条の十四第一項の規定による第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

六・七 (略)

<p>2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出（第一号に掲げる届出にあつては、内閣府令・財務省令で定める場合に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。</p> <p>一 第二百二十七条第一項（同項第八号に係る部分に限る。） 二・三（略）</p> <p>（財務大臣への資料提出等） 第二百一十一条の四（略）</p> <p>2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^た処理制度及び金融危機管理に関し、保険業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店（第二百十九条第一項に規定する総代理店をいう。）、保険主要株主、保険持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>第三百十五條の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第二百七十一條の十八第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたとき、又は保険会社を子会社とする持株会社を設立したとき。</p> <p>二 第二百七十一條の十八第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつた</p>	<p>2 内閣総理大臣は、次に掲げる規定による届出（第一号に掲げる届出にあつては、内閣府令・財務省令で定める場合に係るものに限る。）があつたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。</p> <p>一 第二百二十七条（同条第七号に係る部分に限る。） 二・三（略）</p> <p>（財務大臣への資料提出等） 第二百一十一条の四（略）</p> <p>2 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻^た処理制度及び金融危機管理に関し、保険業に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の総代理店（第二百十九条第一項に規定する総代理店をいう。）、保険持株会社その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。</p> <p>第三百十五條の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第二百七十一條の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社を子会社とする持株会社になつたとき、又は保険会社を子会社とする持株会社を設立したとき。</p> <p>二 第二百七十一條の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつた</p>
--	---

たとき。

三 第二百七十一条の第十八第五項の規定による命令に違反して保険会社を子会社とする持株会社であつたとき又は第二百七十一条の第三十第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四十四条第一項、第二百五十五条、第二百三十一条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項又は第二百七十一条の第三十第一項若しくは第四項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 二六 (略)

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第一百十條(第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十五条又は第二百七十一条の二十四の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

一の二 第一百一十一条第一項(第九十九条において準用する場合を含む。)(若しくは第二項又は第二百七十一条の二十五第一項の規

とき。

三 第二百七十一条の第十四第二項の規定に違反して同項に規定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて保険会社を子会社とする持株会社であつたとき。

第三百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百三十二条第一項、第三百三十三条、第二百四十四条第一項、第二百五十五条、第二百三十一条第一項、第二百三十一条、第二百四十一条第一項又は第二百七十一条の第十四第一項若しくは第三項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 二六 (略)

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第一百十條(第九十九条において準用する場合を含む。)、第九十五条又は第二百七十一条の八の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

一の二 第一百一十一条第一項(第九十九条において準用する場合を含む。)(若しくは第二項又は第二百七十一条の九第一項の規定に

定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二百二十八条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十六条、第二百七十一条の八、第二百七十一条の十二又は第二百七十一条の二十七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二百二十九条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百一条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十七条、第二百七十一条の九第一項、第二百七十一条の十三第一項若しくは第二百七十一条の二十八第一項若しくは第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四（六）（略）

七 第二百七十一条の三十第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第三百十条第一項の規定により付した条件（第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 第二百二十八条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十六条又は第二百七十一条の十一第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第二百二十九条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百一条第一項若しくは第二項（第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二百二十七条若しくは第二百七十一条の十二第一項若しくは第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四（六）（略）

七 第二百七十一条の十四第一項の規定による命令（取締役若しくは監査役の解任又は業務の全部若しくは一部の停止の命令を除く。）に違反した者

八 第三百十条第一項の規定により付した条件（第二百七十一条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。）に違反した者

第三百三十三條 保險会社の發起人、取締役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第八十四條において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第三項若しくは同法第八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十條第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第二百五十八條第二項（第五十一條第二項、第五十三條第二項並びに同法第二百八十條第一項及び第四百三十條第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十條第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険株式大量所有者（保険株式大量所有者が保険株式大量所有者でなくなった場合における

第三百三十三條 保險会社の發起人、取締役、監査役、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の整理委員、同法第三百九十七條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の監督員、同法第三百九十八條第一項（第三百五十一條において準用する場合を含む。）の管理人、同法第四百四十四條第一項（第八十四條において準用する場合を含む。）の監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務を承継すべき社債管理会社、社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十七條第三項若しくは同法第八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十條第一項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百二十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第二百五十八條第二項（第五十一條第二項、第五十三條第二項並びに同法第二百八十條第一項及び第四百三十條第二項（第八十三條第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の職務代行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十條第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会

る当該保険株式大量所有者であつた者を含み、保険株式大量所有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第五十四号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主が保険主要株主でなくなつた場合における当該保険主要株主であつた者を含み、保険主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主（特定主要株主が保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者でなくなつた場合における当該特定主要株主であつた者を含み、特定主要株主が法人であるときは、その取締役、監査役、代表者、管理者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険持株会社（保険持株会社が保険持株会社でなくなつた場合における当該保険持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～二十五（略）

二十六 第百条（第百九十九条において準用する場合を含む。）又は第二百七十一条の二十一第一項の規定に違反して他の業務を行ったとき。

二十六の二～三十三（略）

社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社（特定持株会社が保険会社を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。）の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一～二十五（略）

二十六 第百条（第百九十九条において準用する場合を含む。）又は第二百七十一条の五第一項の規定に違反して他の業務を行ったとき。

二十六の二～三十三（略）

三十四 第二百二十七条第一項、第二百九条、第二百十八条第一項、第二百三十四条、第二百三十九条又は第二百七十一条の三十二第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第二百七十一条の十四、第二百七十一条の十五、第二百七十一条の十六第一項又は第二百七十一条の二十九の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十六～五十二（略）

五十三 第二百七十一条の三第一項、第二百七十一条の四第一項、第三項若しくは第四項、第二百七十一条の五第一項若しくは第二項、第二百七十一条の六、第二百七十一条の七、第二百七十一条の十第三項又は第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項の規定による提出若しくは届出をせず、又は虚偽の提出若しくは届出をしたとき。

五十四 第二百七十一条の十第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けず、同項各号に掲げる取引若しくは行為により保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者になったとき又は保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者である会社その他の法人を設立したとき。

五十五 第二百七十一条の十第二項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき。

五十六 第二百七十一条の十第四項の規定による命令に違反して保険会社の主要株主基準値以上の数の株式の所有者であったとき又は第二百七十一条の十六第二項の規定に違反して同項に規

三十四 第二百二十七条、第二百九条、第二百十八条第一項、第二百三十四条、第二百三十九条又は第二百七十一条の十七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第二百七十一条の十三の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）に違反したとき。

三十六～五十二（略）

五十三 第二百七十一条の三第二項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

（新設）

（新設）

（新設）

<p> 定する内閣総理大臣が指定する期間を超えて保険会社の主要株 主基準値以上の数の株式の所有者であつたとき。 五十七 第二百七十一条の二十二第一項の規定による内閣総理大 臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会 社としたとき。 五十八 (略) </p>	<p> 五十四 第二百七十一条の六第一項の規定による内閣総理大臣の 承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社と したとき。 五十五 (略) </p>
---	---

2 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（会員たる資格）</p> <p>第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>2（略）</p> <p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>（会員たる資格）</p> <p>第十条 信用金庫の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する個人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超える事業者を除くものとし、第一号又は第二号に掲げる者に該当する法人にあつてはその常時使用する従業員の数が三百人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が政令で定める金額を超える事業者を除くものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2（略）</p> <p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定める場合を除き、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 事務所の位置を変更しようとするとき（第一号に係る認可を受けて事務所的位置を変更しようとするときを除く。）。</p> <p>四 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。</p>

<p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等) 第三十七条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。</p> <p>8~10 (略)</p> <p>(信用金庫の子会社の範囲等) 第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)</p> <p>イ 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)</p> <p>ロ 第五十二条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの</p> <p>(削る)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の</p>	<p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等) 第三十七条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p> <p>8~10 (略)</p> <p>(信用金庫の子会社の範囲等) 第五十四条の十五 信用金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 信用金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社</p> <p>二 第五十二条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社</p> <p>三 (略)</p> <p>四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の</p>
--	--

<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、<u>第一項第三号に掲げる会社</u>（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）<u>第六条第一項（認可）の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</u></p> <p>4～8（略）</p> <p>（信用金庫等による株式の取得等の制限）</p> <p>第五十四条の十六 信用金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはな</p>	<p>禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を含む。）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、子会社対象会社のうち、<u>第一項第二号又は第四号に掲げる会社</u>（以下この条において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）<u>第六条第一項（認可）の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</u></p> <p>4～8（略）</p> <p>（信用金庫等による株式の取得等の制限）</p> <p>第五十四条の十六 信用金庫又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号、<u>第二号及び第四号</u>に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2～8（略）</p> <p>（信用金庫連合会の子会社の範囲等）</p> <p>第五十四条の十七 信用金庫連合会は、次に掲げる会社（第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはな</p>
--	--

らない。

一〇六（略）

七 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの）に、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの）に、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

らない。

一〇六（略）

七 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該信用金庫連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社（当該一の子会社（同条第二項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第九号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

ロ 金融関連業務

(削る)

八 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社
(当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第二項において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限

八 金融関連業務を専ら営む会社(証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。))にあつては当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該信用金庫連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。))が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)

九 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社
(当該会社の株式等を、当該信用金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第二項第二号において「特定子会社」という。))以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

<p>る。)</p> <p>九 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第九号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第七号まで又は第九号に掲げる会社(従属業務)前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。(又は第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社)従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用金庫連合会の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。(を除く。次項において「認可対象会社」という。(を子会社としようとするときは、第五十八</p>	<p>る。)</p> <p>十 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>3 信用金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社(主として当該信用金庫連合会の行う業務のために従属業務)前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。(を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。(を子会社としようとするときは、第五十八条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。</p>
---	--

条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4・5 (略)

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用金庫連合会等による株式の取得等の制限)

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の十六第二項から第六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

(削る)

(削る)

4・5 (略)

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として信用金庫連合会の行う業務若しくはその子会社の営む業務、信用金庫連合会の一の子会社の営む業務又は信用金庫連合会の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

(信用金庫連合会等による株式の取得等の制限)

第五十四条の十八 信用金庫連合会又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第七号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第八号及び第十号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の場合及び次項において準用する第五十四条の十六第二項から第六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、信用金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。

一 特定従属会社 従属先子会社

二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社

特定子会社

3 (略)

(削る)

3 (略)

(特定取引勘定)

第五十五条の三 信用金庫連合会は、特定取引(信用金庫連合会が次に掲げる目的で自己の計算において行う取引であつて、第五十四条第四項第十一号に規定する金融先物取引等その他内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、内閣府令で定めるところにより特別の勘定(以下この条において「特定取引勘定」という。)を設けることができる。

一 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

2 前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、前条において準用する商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四及び第二百八十五条ノ五の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならぬ。

3 第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた信用金庫連合会は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該事業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該事業年度の損益

の計算をしなければならない。この場合において、当該特定取引について当該事業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

(届出事項)

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第三号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第七号又は第九号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。))。

三 二六 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等)、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十

第八十七条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(届出事項)

一 (略)

二 信用金庫が第五十四条の十五第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第五十八条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は信用金庫連合会が第五十四条の十七第一項第七号若しくは第八号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき(第五十八条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。))。

三 二六 (略)

(銀行法の準用)

第八十九条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等)、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日

及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第二十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の二(財務大臣への協議)並びに第五十七条の四(財務大臣への資料提出等)の規定は金庫について準用する。

2
(略)

九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第四章(第二十九条を除く。)(監督)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一号及び第三号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等)、第五十六条第一号から第三号まで(内閣総理大臣の告示)、第五十七条の二(財務大臣への協議)並びに第五十七条の四(財務大臣への資料提出等)の規定は金庫について準用する。

2
(略)

改正案	現行
<p>(出資) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一 会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五を超えてはならない。ただし、次に掲げる会員（労働金庫連合会の会員に限る。）は、総会の議決に基づき労働金庫連合会の承諾を得た場合には、当該労働金庫連合会の出資総口数の百分の三十に相当する出資口数まで保有することができる。</p> <p>一 持分の全部を譲り渡す他の会員からその持分の全部又は一部を譲り受ける会員</p> <p>二 会員の合併によつて成立した会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けて労働金庫連合会に加入したもの</p> <p>三 他の会員との合併後存続する会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けるもの</p> <p>四 前号に掲げるもののほか、第十七条第一項各号の事由による会員の脱退後一年以内に当該会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける会員</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(出資) 第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一 会員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五をこえてはならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

<p>(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)</p> <p>第三十二条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(役員)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。</p> <p>8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。</p> <p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し</p>	<p>(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)</p> <p>第三十二条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(役員)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。</p> <p>8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超えものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。</p> <p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し</p>
<p>(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)</p> <p>第三十二条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事務所の位置を変更しようとするとき(第一号に係る認可を受けて事務所的位置を変更しようとするときを除く。)</p> <p>四 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(役員)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えてはならない。</p> <p>8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。</p> <p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し、</p>	<p>(内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可)</p> <p>第三十二条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事務所の位置を変更しようとするとき(第一号に係る認可を受けて事務所的位置を変更しようとするときを除く。)</p> <p>四 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>(役員)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 第三項の規定は、定款に別段の定めがある場合において、代議員又は創立総会代議員以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。ただし、その数は、理事にあつては定数の五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えてはならない。</p> <p>8 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。</p> <p>(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2~6 (略)</p> <p>7 理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通常総会に提出し、</p>

て、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその承認を求めなければならない。

8～10 (略)

(総会の議決事項)

第五十一条 第十二条第三項ただし書(出資)、第十七条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員)の選任、第三十九条第七項(決算関係書類の承認)、第四十一条第一項(役員)の解任、第六十二条第一項及び第二項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)、第六十三条(合併)における設立委員の選任)及び第六十七条(解散)に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一～四 (略)

(特別の議決)

第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一～四 (略)

五 第十二条第三項ただし書の規定による承諾

(総代会)

第五十五条 会員(個人会員を除く。)の総数が二百を超える金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

その承認を求めなければならない。

8～10 (略)

(総会の議決事項)

第五十一条 第十七条第二項(除名)、第三十四条第三項(役員)の選任、第三十九条第七項(決算関係書類の承認)、第四十一条第一項(役員)の解任、第五十五条第二項(総代の選任)、第六十二条第一項及び第二項(合併及び事業等の譲渡又は譲受け)、第六十三条(合併)における設立委員の選任)及び第六十七条(解散)に規定する事項のほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一～四 (略)

(特別の議決)

第五十三条 左の事項については、総会員(個人会員を除く。)の半数以上の代議員(臨時代議員を含む。)が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一～四 (略)

(新設)

(総代会)

第五十五条 会員(個人会員を除く。)の総数が二百をこえる金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

<p>2 総代は、定款の定めるところにより、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。</p> <p>3 総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一（その総数が二千五百を超える金庫にあつては、五百）を下つてはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代（補欠の総代を除く。）の選任については、議決することができない。</p> <p>6 総代会において第五十三條第二号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない。</p> <p>（総会と総代会の関係）</p> <p>第五十五條の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七條第二項又は第四十八條（会員による総会の招集）の規定により総会を招集することができる。この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内に行ななければならない。</p> <p>2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失つ。</p>	
	<p>2 総代は、定款の定めるところにより、総会の議決によつて、会員（個人会員を除く。）のうちから公平に選任されなければならない。</p> <p>3 総代の定数は、その選任の時における会員（個人会員を除く。）の数の五分の一を下つてはならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 総代会については、総会に関する規定を準用する。但し、役員（補欠の役員を除く。）、総代（補欠の総代を除く。）若しくは第六十三條（合併手続）の規定による設立委員を選任し、又は第五十三條第二号（解散又は合併）若しくは第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項については、議決することができない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>(金庫の事業)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>十六の二 金融先物取引等</p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第十一号及び第十六号の二に掲げる業務に該当するものを除く。)</p> <p>十九～二十一 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第十七号)(第二条第九項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。</p> <p>四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～13 (略)</p>	<p>(金庫の事業)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十七 (略)</p> <p>十八 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第十一号に掲げる業務に該当するものを除く。)</p> <p>十九～二十一 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)(第二条第十項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7～13 (略)</p>
--	--

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 十四 (略)

十四の二 金融先物取引等

十五 (略)

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第九号及び第十四号の二に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 十九 (略)

2 12 (略)

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 十四 (略)

(新設)

十五 (略)

十六 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という。)(第九号に掲げる業務に該当するものを除く。)

十七 十九 (略)

2 12 (略)

(労働金庫の子会社の範囲等)

第五十八条の三 労働金庫は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)(を専ら営む会社であつて、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社

<p> 口 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(削る) </p> <p> 二 (略) </p> <p> 三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。) </p> <p> 2 (略) </p> <p> 3 労働金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 </p> <p> 4～8 (略) </p> <p> (労働金庫等による株式の取得等の制限) 第五十八条の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国 </p>	<p> 二 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社 </p> <p> 三 (略) </p> <p> 四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。) </p> <p> 2 (略) </p> <p> 3 労働金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 </p> <p> 4～8 (略) </p> <p> (労働金庫等による株式の取得等の制限) 第五十八条の四 労働金庫又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当 </p>
--	--

内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

278 (略)

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〜三 (略)

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社)保険専門関連業務を営むものを除く。(イ)である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式

該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

278 (略)

(労働金庫連合会の子会社の範囲等)

第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)以外の会社を子会社としてはならない。

一〜三 (略)

四 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該労働金庫連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社)以下この号及び次条において「特定従属会社」という。(イ)にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該労働金庫連合会又はその子会社(当該一の子会社)同条第二項第一号において「従属先子会社」という。(ロ)を除く。(イ)が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第六号において同じ。)を超えて所有していないものに限る。(イ)

等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

（削る）

五

金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はそ

<p>五 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p> <p>六 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p>	<p>の子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。）</p> <p>六 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社（当該会社の株式等を、当該労働金庫連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（次条第二項第一号において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p> <p>七 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 労働金庫連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p>
---	--

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5（略）

6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会が行う業務若しくはその子会社の営む業務又は労働金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

（労働金庫連合会等による株式の取得等の制限）

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

3 労働金庫連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（主として当該労働金庫連合会が行う業務のために従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。）を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十二条第三項の規定により合併又は事業若しくは営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

4・5（略）

6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として労働金庫連合会が行う業務若しくはその子会社の営む業務、労働金庫連合会の一の子会社の営む業務又は労働金庫連合会が行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣が定める。

（労働金庫連合会等による株式の取得等の制限）

第五十八条の六 労働金庫連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第五号及び第七号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数

<p>2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、<u>新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社の株式等の取得又は所有について</u>は、<u>特定子会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。</u></p> <p>(削る) (削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員(個人会員を除く。)(の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。ただし、定款に別段の定めがある場合においては、代議員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の三分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の二分の一)を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2 前項の場合及び次項において準用する第五十八条の四第二項から第六項までの場合において、<u>次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所有については、当該各号に定める会社は、労働金庫連合会の子会社に該当しないものとみなす。</u></p> <p>一 特定従属会社 従属先子会社</p> <p>二 <u>新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める会社 特定子会社</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第六十三条 (略)</p> <p>2 前項の規定による役員は、設立される金庫において、その会員(個人会員を除く。)(の代議員となる者のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。ただし、定款に別段の定めがある場合においては、代議員となる者以外の者のうちから役員を選任することを妨げない。この場合において、その数は、理事にあつては定数の五分の一(労働金庫連合会の理事にあつては、定数の三分の一)を超えてはならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 (略)</p>
<p>第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 (略)</p>	<p>第九十一条 金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 (略)</p>

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 二六 (略)

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第八条第三項(営業所の設置等)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第二十四条から第二十六条まで(報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第二号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第

二 労働金庫が第五十八条の三第一項第一号若しくは第三号に掲げる会社を子会社としようとするとき(第六十二条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)、又は労働金庫連合会が第五十八条の五第一項第四号又は第六号に掲げる会社(同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならないとされるものを除く。)を子会社としようとするとき(第六十二条第三項の規定による認可を受けて合併又は事業若しくは営業の譲受けをしようとする場合を除く。)

三 二六 (略)

(銀行法の準用)

第九十四条 銀行法第四条第四項(営業の免許)、第十二条の二から第十六条まで(預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等)、第十九条(業務報告書等)、第二十一条(同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。)(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)、第二十四条から第二十六条まで(報告又は資料の提出、立入検査、業務の停止等)、第三十四条から第三十六条まで(営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等)、第三十七条第一項第一号及び第二号並びに第三項(廃業及び解散等の認可)、第三十八条(廃業等の公告等)、第四十四条から第四十六条まで(清

<p>四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。</p>	<p>算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号から第三号まで（内閣総理大臣の告示）、第五十七条の二（財務大臣への協議）並びに第五十七条の四第一項（財務大臣への資料提出等）の規定は金庫について準用する。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（組合員の資格）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者で定款で定めるものとする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（信用協同組合）</p> <p>第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>十五の二 <u>金融先物取引等</u></p> <p>十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における</p>	<p>（組合員の資格）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 信用協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う前条第一項若しくは第二項に掲げる小規模の事業者、組合の地区内に住所若しくは居所を有する者又は組合の地区内において勤労に従事する者で定款で定めるものとする。</p> <p>5・6（略）</p> <p>（信用協同組合）</p> <p>第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一～十五（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十六（略）</p> <p>十七 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における</p>

<p>7 11 (略)</p> <p>(総会の議決事項) 第五十一条 (略)</p> <p>2 定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>三の二 金融先物取引等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第九項(定義)に規定する金融先物取引等をいう。</p> <p>四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法第二条第十項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7 11 (略)</p> <p>(総会の議決事項) 第五十一条 (略)</p> <p>2 定款の変更(信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行つ協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>7 11 (略)</p> <p>(総会の議決事項) 第五十一条 (略)</p> <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 金融先物取引等の受託等 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第十項(定義)に規定する金融先物取引等の受託等をいう。</p> <p>7 11 (略)</p> <p>(総会の議決事項) 第五十一条 (略)</p> <p>2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>（削る）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（信用協同組合の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）</p> <p>イ 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）</p> <p>ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号</p>	<p>（内閣総理大臣の認可）</p> <p>第三条 信用協同組合等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 中小企業等協同組合法第三十二条第一項第四号の事務所の位置を変更しようとするとき（同法第五十一条第二項の認可を受けて当該事務所の位置を変更しようとするときを除く。）</p> <p>十 代理店を設置し、又は廃止しようとするとき。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（信用協同組合の子会社の範囲等）</p> <p>第四条の二 信用協同組合は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。</p> <p>一 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社</p>

までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

(削る)

二 (略)

三 前二号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 (略)

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第三号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(信用協同組合等による株式の取得等の制限)

第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号及び第三号に掲げる会社を除く。以下この条において同

二 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社

三 (略)

四 前三号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第三項(持株会社)に規定する持株会社をいう。以下同じ。)で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 (略)

3 信用協同組合は、子会社対象会社のうち、第一項第二号又は第四号に掲げる会社(以下この条において「認可対象会社」という。)を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項若しくは第六十三条第三項又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第六条第一項(認可)の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

4～8 (略)

(信用協同組合等による株式の取得等の制限)

第四条の三 信用協同組合又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる会社を除く。以下この条にお

じ。)(の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。))を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2~8 (略)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一~三 (略)

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社)保険専門関連業務を営むものを除く。(である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)(が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの)、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)(である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(保険子会社等を除く。)(が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているもの)、その会社が証券専門関

いて同じ。)(の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。))を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2~8 (略)

(信用協同組合連合会の子会社の範囲等)

第四条の四 信用協同組合連合会は、次に掲げる会社(国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一~三 (略)

四 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該信用協同組合連合会が行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社(主として当該信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社)(以下この号及び次条において「特定従属会社」という。)(にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社(当該一の子会社)同条第一項第一号において「従属先子会社」という。)(を除く。)(が、合算して、基準株式数等(同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第六号において同じ。))を超えて所有していないものに限る。)

連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

（削る）

五 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）にあつては当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）

<p>五 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 （当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p> <p>六 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第六号に掲げる持株会社</p>	<p>六 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 （当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p> <p>七 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p>
<p>六 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 （当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p> <p>七 (略)</p> <p>2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 証券子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p> <p>社</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 保険子会社等 信用協同組合連合会の子会社である次に掲げる会社</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第七号に掲げる持株会社</p>	<p>が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。）</p> <p>六 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 （当該会社の株式等を、当該信用協同組合連合会又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次条第二項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。）</p>

<p style="text-align: center;">社 八（略）</p> <p>3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第四号まで又は第六号に掲げる会社（従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第六項において同じ。）又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社）（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、同法第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>（信用協同組合連合会等による株式の取得等の制限）</p> <p>第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、合算して、その基</p>	<p style="text-align: center;">社 八（略）</p> <p>3 信用協同組合連合会は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第五号まで又は第七号に掲げる会社（主として当該信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務（前項第一号に掲げる従属業務をいう。第六項において同じ。）を営んでいる会社を除く。次項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、中小企業等協同組合法第五十七条の三第三項又は第六十三条第三項の規定により事業若しくは営業の譲受け又は合併の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 第一項第四号又は第三項の場合において、会社が主として信用協同組合連合会の行う事業若しくはその子会社の営む業務、信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務又は信用協同組合連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。</p> <p>（信用協同組合連合会等による株式の取得等の制限）</p> <p>第四条の五 信用協同組合連合会又はその子会社は、国内の会社（前条第一項第一号から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第五号及び第七号に掲げ</p>
--	---

<p>準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数又は額の株式等を取 取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2 前項の場合及び次項において準用する第四条の三第二項から第 六項までの場合において、新たな事業分野を開拓する会社として内 閣府令で定める会社の株式等の取得又は所有については、特定子会 社は、信用協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>（削る） （削る） （削る）</p> <p>3 （略）</p> <p>（決算関係書類の作成、備付け、閲覧等） 第五条の四 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 信用協同組合等の理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通 常総会に提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、事業 報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案 にあつてはその承認を求めなければならない。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>（銀行法の準用） 第六条 銀行法第八条第三項（営業所の設置等）、第十二条の二から 第十六条まで（預金者等に対する情報の提供等、同一人に対する信</p>	<p>る会社を除く。以下この項において同じ。）の株式等については、 合算して、その基準株式数等（当該国内の会社の発行済株式の総数 等に百分の十を乗じて得た株式等の数又は額をいう。）を超える数 又は額の株式等を取 取得し、又は所有してはならない。</p> <p>2 前項の場合及び次項において準用する第四条の三第二項から第 六項までの場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又 は所有については、当該各号に定める会社は、信用協同組合連合会 の子会社に該当しないものとみなす。</p> <p>一 特定従属会社 従属先子会社 二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社 特定子会社</p> <p>3 （略）</p> <p>（決算関係書類の作成、備付け、閲覧等） 第五条の四 （略）</p> <p>2～6 （略）</p> <p>7 信用協同組合等の理事は、監査報告書を添えて第一項の書類を通 常総会に提出し、その承認を求めなければならない。</p> <p>8～12 （略）</p> <p>（銀行法の準用） 第六条 銀行法第十二条の二から第十六条まで（預金者等に対する情 報の提供等、同一人に対する信用の供与等、特定関係者との間の取</p>
--	---

用の供与等、特定関係者との間の取引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立て）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2
(略)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けなくて同項第一号、第七号又は第八号に規定する行為をしたとき。

二 十四（略）

引等、取締役に対する信用の供与、経営の健全性の確保、休日及び営業時間、臨時休業等）、第十八条（利益準備金の積立て）、第十九条（業務報告書等）、第二十一条（同条第一項から第三項までの規定にあつては、同条第一項及び第二項の規定により作成する書類に係る部分に限る。）（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）、第四章（第二十九条を除く。）（監督）、第三十四条から第三十六条まで（営業の譲渡等の場合の債権者の異議の催告、譲渡の公告等）、第三十七条第一項第三号及び第三項（廃業及び解散等の認可）、第三十八条（廃業等の公告等）、第四十条（免許の取消しによる解散）、第四十四条から第四十六条まで（清算人の任免、清算の監督、清算手続等における内閣総理大臣の意見等）、第五十六条第一号及び第二号（内閣総理大臣の告示）並びに第五十七条の四（財務大臣への資料提出等）の規定は信用協同組合等について準用する。

2
(略)

第十二条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした信用協同組合等の役員、参事、代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員その他の法人の代表者）若しくは清算人又は第五条の五第一項の規定による監査をする会計監査人若しくはその職務を行うべき社員は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第三条第一項の規定による認可を受けなくて同項第一号又は第七号から第十号までに規定する行為をしたとき。

二 十四（略）

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>十五 第七条の三第一項の規定により付した条件(第三条第一項第八号、第四条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第四条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。)(に違反したとき。 十六、十八 (略)</p>	<p>十五 第七条の三第一項の規定により付した条件(第三条第一項第八号から第十号まで、第四条の二第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは第四条の四第三項(同条第四項において準用する場合を含む。))の規定又は銀行法第三十七条第一項第三号の規定による認可に係るものに限る。)(に違反したとき。 十六、十八 (略)</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p>	<p>第三十九条ノ三 商工組合中央金庫ハ特定取引（商工組合中央金庫ガ左ニ掲グル目的ヲ以テ自己ノ計算ニ於テ為ス取引ニシテ第二十八条第一項第十五号ニ規定スル金融先物取引等其ノ他主務省令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ）及特定取引ノ対象タル財産ヲ其ノ他ノ取引及財産ト區別シ經理スル為主務大臣ノ認可ヲ受ケ主務省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ特別ノ勘定（以下本条ニ於テ「特定取引勘定」ト謂フ）ヲ設ケルコトヲ得</p> <p>一 金利、通貨ノ價格、有価証券市場ニ於ケル相場其ノ他ノ指標ニ係ル短期的変動、市場間ノ格差等ヲ用ヒテ利益ヲ得ルコト</p> <p>二 前号ノ目的ヲ以テ為ス特定取引ニ因リ生ジ得ル損失ヲ減少セシムルコト</p> <p>商工組合中央金庫ハ前項ノ認可ヲ受ケ特定取引勘定ヲ設ケタルトキハ特定取引勘定ニ屬スルモノトシテ經理サレタル有価証券其ノ他主務省令ヲ以テ定ムル財産ニ付第二十三条ニ於テ準用スル商法第二百八十五条ノ二、第二百八十五条ノ四及第二百八十五条ノ五ノ規定ニ拘ラス主務省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ時価ヲ附スルコトヲ要ス</p> <p>商工組合中央金庫ハ第一項ノ認可ヲ受ケ特定取引勘定ヲ設ケタル場合ニ於テ特定取引ノ内主務省令ヲ以テ定ムルモノニシテ事業年度終了時ニ於テ決済セラレザルモノガアルトキハ当該特定取引</p>

第五十一条 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ三十万円以下ノ過料ニ処ス

一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二了十一 (略)

ヲ当該事業年度終了時ニ於テ決済シタルモノト看做シ当該事業年度ノ損益ノ計算ヲ為スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ当該特定取引ニ付当該事業年度ノ利益又ハ損失トスルコトヲ相当トスル額ハ主務省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ算定スルモノトス

第五十一条 左ノ場合ニ於テハ商工組合中央金庫ノ理事長、副理事長、理事、監事又ハ清算人ヲ三十万円以下ノ過料ニ処ス

一 本法(第三十九条ノ三第一項ヲ除ク)ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二了十一 (略)

改正案

現行

第十条（略）

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録社債等（社債等登録法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル社債並同法第十四条ノ規定ニ於テ準用スル同法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル地方債、債券、公債及社債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第五条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八同条並信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録社債等ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録国債（国債ニ関スル法律第二条第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル国債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第三条ノ移転ノ登録其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録国債ヲ処分シタルトキ八受益者八同法

第十条（略）

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録社債等（社債等登録法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル社債並同法第十四条ノ規定ニ於テ準用スル同法第三条第一項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル地方債、債券、公債及社債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第五条ノ移転ノ登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八同条並信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録社債等ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得

信託会社ガ信託財産トシテ所有スル登録国債（国債ニ関スル法律第二条第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ為シタル国債ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ）ニ付キ同法第三条ノ移転ノ登録ヲ内閣府令、法務省令ノ定ムル所ニ依リ信託財産タル旨ヲ明示シテ為シタルトキ八信託法第三条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ信託ノ登録ト看做ス此ノ場合ニ於テ信託会社ガ信託ノ本旨ニ反シテ当該登録国債ヲ処分シタルトキ八受益者八同法第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手

第三十一条但書ノ規定ニ拘ラズ処分ノ相手方及転得者ニ於テ其ノ
処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタルトキ又八重大ナル過失
ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ規定ニ依ル取消ヲ為ス
コトヲ得

・ (略)

方及転得者ニ於テ其ノ処分ガ信託ノ本旨ニ反スルコトヲ知リタル
トキ又八重大ナル過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキニ限り同条ノ
規定ニ依ル取消ヲ為スコトヲ得

・ (略)

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）（第10条関係）

改正案	現行
<p>第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得</p> <p>・（略）</p> <p>第五条 金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ於テ当該信託業務ノ種類又ハ方法ヲ変更セントストキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントストキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>第十条 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第五条第一項又ハ第二項ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ変更シ又ハ同項ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ</p>	<p>第一条 銀行其ノ他ノ金融機関（政令ヲ以テ定ムルモノニ限ル以下金融機関ト称ス）ハ他ノ法律ニ拘ラズ内閣総理大臣ノ認可ヲ受ケ信託業法ニ依リ信託会社ノ営ム業務（以下信託業務ト称ス）ヲ営ムコトヲ得</p> <p>・（略）</p> <p>第五条 金融機関ガ信託業務ヲ営ム場合ニ於テ当該信託業務ノ種類又ハ方法ヲ変更セントストキハ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ</p> <p>信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントストキ亦同ジ（新設）</p> <p>第十条 左ノ場合ニ於テハ信託業務ヲ営ム金融機関ノ役員、支配人、参事、信託業務ニ係ル代理店（代理店法人ナルトキハ其ノ業務ヲ執行スル社員、取締役其ノ他ノ法人ノ代表者）又ハ清算人ヲ百万円以下ノ過料ニ処ス</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第五条ノ認可ヲ受ケズシテ信託業務ノ種類若ハ方法ヲ変更シ又ハ同条ノ代理店ヲ設置シ若ハ廃止シタルトキ</p>

六〇八（略）

六〇八（略）

改正案	現行
<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社には、適用しない。</p> <p>2 宅地建物取引業を営む信託会社については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>3 信託会社は、宅地建物取引業を営むとするときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に<u>関し必要な事項は、政令で定める。</u></p>	<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第七十七条 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一項の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行には、適用しない。</p> <p>2 宅地建物取引業を営む信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、前項に掲げる規定を除き、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。</p> <p>3 信託会社及び信託業務を兼営する銀行は、宅地建物取引業を営むとするときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託会社で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社」という。）には、適用しない。</p> <p>2 不動産特定共同事業を営む特定信託会社については、前項に規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項の届出」と、第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「第四十六条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。</p> <p>3 特定信託会社は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約款を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社は、第十一条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登録された事項（第五条第一項第五号に掲げるものを除く。）について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところによ</p>	<p>（信託会社等に関する特例）</p> <p>第四十六条 第三条から第十条まで及び第三十六条の規定は、信託会社及び信託業務を兼営する銀行で宅地建物取引業法第七十七条第三項の規定による届出をしたもの（以下この条において「特定信託会社等」という。）には、適用しない。</p> <p>2 不動産特定共同事業を営む特定信託会社等については、前項に規定する規定を除き、主務大臣の第三条第一項の許可を受けた不動産特定共同事業者とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、第二十三条中「第三条第一項の許可又は第九条第一項の認可」とあるのは「第四十六条第三項又は第四項の届出」と、第三十八条中「第三十六条の規定による処分」とあるのは「第四十六条第五項の規定による業務の停止の命令」とする。</p> <p>3 特定信託会社等は、不動産特定共同事業を営もうとするときは、主務省令で定めるところにより、不動産特定共同事業契約款を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等は、第十一条の規定により不動産特定共同事業者名簿に登録された事項（第五条第一項第五号に掲げるものを除く。）について変更があったとき、又は不動産特定共同事業契約款の追加若しくは変更をしたときは、三十日以内に、主務省令で定めるところに</p>

り、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社が、第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いととき、又は同項若しくは同条第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定信託会社に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

6 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

より、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされた特定信託会社等が、第三十五条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いととき、又は同条第一項若しくは第二項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、主務大臣は、当該特定信託会社等に対し、五年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(新設)

改正案	現行
<p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>（削る）</p> <p>五（略）</p> <p>第五十二条 削除</p>	<p>第二十九条の四 内閣総理大臣は、第二十九条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 第二十九条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、第五十三条第一項に規定する特定取引勘定を設けることにつき内閣総理大臣の認可を受けていること。</p> <p>六（略）</p> <p>第五十二条 証券会社は、特定取引（証券会社が次に掲げる目的で自己の計算において行う有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他内閣府令で定める取引をいう。以下この条において同じ。）及び特定取引の対象となる財産をその他の取引及び財産と区別して経理するため、内閣総理大臣の認可を受けて、内閣府令で定めるところにより特別の勘定（以下この条において「特定取引勘定」という。）を設けることができる。</p> <p>一 取引所有価証券市場における相場、金利、通貨の価格その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ること。</p>

二 前号の目的で行う特定取引により生じ得る損失を減少させること。

前項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引勘定に属するものとして経理された有価証券その他内閣府令で定める財産について、商法第二百八十五条ノ二及び第二百八十五条ノ四から第二百八十五条ノ六までの規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより時価を付さなければならない。

第一項の認可を受けて特定取引勘定を設けた証券会社は、特定取引のうち内閣府令で定めるもので営業年度終了の時にあって決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時にあって決済したものとみなして、当該営業年度の損益の計算をしなければならぬ。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、内閣府令で定めるところにより算定するものとする。

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一～五 (略)

六 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

・ (略)

第五十六条 内閣総理大臣は、証券会社が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券会社の第二十八条の登録を取り消し、第二十九条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

一～五 (略)

六 第二十九条第一項の認可を受けた証券会社が第二十九条の四第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

・ (略)

第六十二条 (略)

(略)

内閣総理大臣は、第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項の承認をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第六十五条の二 (略)

(略)

第二十九条第二項、第二十九条の二から第二十九条の四まで(同条第二号から第五号までを除く。)並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七條、第四十七條の二、第四十九條、第五十四条第一項(第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。)、第五十五条、第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四(第二号を除く。)、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条から第六十四条の六まで、

第六十二条 (略)

(略)

内閣総理大臣は、第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、第五十三条第一項の認可、前条第三項若しくは第四項の承認をし若しくはしないこととしたとき、第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三、第六十条若しくは前条第二項の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面により、その旨を登録申請者又は証券会社に通知しなければならない。

第六十五条の二 (略)

(略)

第二十九条第二項、第二十九条の二から第二十九条の四まで(同条第二号から第四号まで及び第六号を除く。)並びに第六十二条第一項及び第三項の規定は、前項の認可について準用する。

第三十条、第三十七条から第四十一条まで、第四十三条、第四十七條、第四十七條の二、第四十九條、第五十四条第一項(第一号、第二号、第七号及び第八号に限る。)、第五十五条、第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第六号及び第七号に係る部分に限る。))、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号及び第五号に係る部分に限る。))に限る。)、及び第三項、第五十六条の三、第五十六条の四(第二号を除く。)、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十二条第二項及び第三項、第六十四条から第六十四条

第六十四条の八並びに第六十四条の九の規定は登録金融機関について、第三十三条及び第四十二条の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

）
（略）

の六まで、第六十四条の八並びに第六十四条の九の規定は登録金融機関について、第三十三条及び第四十二条の規定は登録金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

）
（略）

改正案	現行
<p>（認可の審査基準）</p> <p>第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一～五（略）</p> <p>（削る）</p> <p>六（略）</p> <p>（監督上の処分）</p> <p>第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が第九条第一号から第四号まで又は第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。</p>	<p>（認可の審査基準）</p> <p>第九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならぬ。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第七条第一項第一号に掲げる業務の認可にあつては、当該支店において証券取引法第五十三条第一項（時価法）に規定する特定取引勘定と同種類の勘定を設けていること。</p> <p>七（略）</p> <p>（監督上の処分）</p> <p>第二十四条 内閣総理大臣は、外国証券会社が次の各号のいずれかに該当するときは、当該外国証券会社の第三条第一項の登録を取り消し、第七条第一項の認可を取り消し、六月以内の期間を定めて支店の業務の全部又は一部の停止を命じ、業務の方法の変更を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第七条第一項の認可を受けた外国証券会社が第九条第一号から第四号まで、第六号又は第七号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。</p>

2・3
(略)

2・3
(略)

改正案

現行

<p>（投資信託委託業に係る行為準則） 第十五条（略）</p> <p>2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 投資信託委託業者の利害関係人等（当該投資信託委託業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。）である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社）（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。）を含む。以下同じ。）宅地建物取引業（同法第二条第一号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る顧客</p> <p>ヘ 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第四十六条第</p>	<p>（投資信託委託業に係る行為準則） 第十五条（略）</p> <p>2 投資信託委託業者は、その運用の指図を行う投資信託財産について、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 投資信託委託業者の利害関係人等（当該投資信託委託業者の過半数の株式を所有していることその他の当該投資信託委託業者と密接な関係を有する者として政令で定める者をいう。以下この目及び次目において同じ。）である次のイからトまでに掲げる者の当該イからトまでのそれぞれに定める顧客等の利益を図るため、当該投資信託委託業者が運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社に指図すること。</p> <p>イ～二（略）</p> <p>ホ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社等を含む。以下同じ。）宅地建物取引業（同法第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。以下同じ。）に係る顧客</p> <p>ヘ 不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第四十六条第</p>
---	---

<p>二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社 (信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。)を 含む。以下同じ。) 不動産特定共同事業の事業参加者</p> <p>ト (略)</p> <p>二五 (略)</p>	<p>二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社 等を含む。以下同じ。) 不動産特定共同事業の事業参加者</p> <p>ト (略)</p> <p>二五 (略)</p>
--	---

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第18条関係）

改正案

現行

改正案		現行			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十二条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項</p> <p>一（二十三）（略）</p> <p>二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録</p>	課税標準	税率	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十二条、第十五条、第十九条、第二十三条、第二十四条関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項</p> <p>一（二十三）（略）</p> <p>二十四 金融機関の営業若しくは事業の免許若しくはその支店その他の営業所等に係る認可若しくは登録又は保険仲立人の登録</p>		
	（略）	（略）			
<p>(一) (略)</p> <p>(二) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第一項（外国銀行の免許等）の規定による同法第四条第一項（営業の免許）の銀行業の免許</p> <p>(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可</p> <p>イ 銀行の外国における支店の設置の認可</p> <p>ロ 銀行の外国における支店以外の営業所の設置又は外国における支</p>	（略）	（略）	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第四十七条第一項（外国銀行支店の免許等）の規定による同法第四条第一項（営業の免許）の銀行業の免許</p> <p>(三) 銀行に係る法令の規定による次に掲げる認可</p> <p>イ 銀行の支店の設置の認可</p> <p>ロ 銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への</p>	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

二十四の二丁四十九 (略)	(四)	銀行法第四十七条の二(従たる外国銀行支店の設置等)の規定による次に掲げる認可	支店の数	一箇所に つき十五 万円
	イ	銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可	支店の数	一箇所に つき九万 円
	ロ	銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)	営業所の数	一箇所に つき九万 円
二十四の二丁四十九 (略)	(五)	(略)	(略)	(略)
	(六)	(略)	(略)	(略)
	(七)	(略)	(略)	(略)
二十四の二丁四十九 (略)	(八)	(略)	(略)	(略)
	(九)	(略)	(略)	(略)
	(十)	(略)	(略)	(略)
二十四の二丁四十九 (略)	(十一)	(略)	(略)	(略)
	(十二)	(略)	(略)	(略)
	(十三)	(略)	(略)	(略)
二十四の二丁四十九 (略)	(四)	変更の認可(臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。)	(新設)	(新設)
	(五)	(略)	(略)	(略)
	(六)	(略)	(略)	(略)
二十四の二丁四十九 (略)	(七)	(略)	(略)	(略)
	(八)	(略)	(略)	(略)
	(九)	(略)	(略)	(略)
二十四の二丁四十九 (略)	(十)	(略)	(略)	(略)
	(十一)	(略)	(略)	(略)
	(十二)	(略)	(略)	(略)

金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）（附則第19条関係）

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2}5 (略) 6 この法律において「総会」とは、銀行の株主総会又は協同組織金融機関の通常総会若しくは臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第一項、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十五条第一項又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十五条第一項（総代会）の総代会を含む。）をいう。</p> <p>(合併に関する適用法規の原則) 第五条 (略) 2 (略) 3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が労働金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併に関する事項については、労働金庫法に定める合併の場合の例による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設合併の設立委員等)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2}5 (略) 6 この法律において「総会」とは、銀行の株主総会又は協同組織金融機関の通常総会若しくは臨時総会（信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第一項又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第五十五条第一項（総代会）の総代会を含む。）をいう。</p> <p>(合併に関する適用法規の原則) 第五条 (略) 2 (略) 3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が労働金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該労働金庫の合併に関する事項については、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）に定める合併の場合の例による。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設合併の設立委員等)</p>

<p>第十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも三分の二は、当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>(転換計画書の承認等)</p> <p>第二十三條 金融機関は、転換を行うには、転換計画書を作成して、<u>商法第三百四十三條、信用金庫法第四十八條(同法第五十條第五項において準用する場合を含む。)、労働金庫法第五十三條(同法第五十五條第五項において準用する場合を含む。)</u>又は中小企業等協同組合法第五十三條(同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。)(特別の決議)の決議により、総会の承認を受けなければならない。この場合において、信用金庫に転換を行う普通銀行については、<u>第七條第三項第二号、第四項及び第五項の規定を準用する。</u></p> <p>2、4 (略)</p> <p>5 労働金庫法第五十五條第六項(合併等の決議に係る通知)及び第五十五條の二(総会と総代会の関係)の規定は、労働金庫の転換に<u>ついて準用する。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>第十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも五分の四は、当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>(転換計画書の承認等)</p> <p>第二十三條 金融機関は、転換を行うには、転換計画書を作成して、<u>商法第三百四十三條、信用金庫法第四十八條(同法第五十條第五項において準用する場合を含む。)、労働金庫法第五十三條又は中小企業等協同組合法第五十三條(同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。)(特別の決議)の決議により、総会の承認を受けなければならない。</u>この場合において、信用金庫に転換を行う普通銀行については、<u>第七條第三項第二号、第四項及び第五項の規定を準用する。</u></p> <p>2、4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>
<p>第十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも五分の四は、当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>(転換計画書の承認等)</p> <p>第二十三條 金融機関は、転換を行うには、転換計画書を作成して、<u>商法第三百四十三條、信用金庫法第四十八條(同法第五十條第五項において準用する場合を含む。)、労働金庫法第五十三條又は中小企業等協同組合法第五十三條(同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。)(特別の決議)の決議により、総会の承認を受けなければならない。</u>この場合において、信用金庫に転換を行う普通銀行については、<u>第七條第三項第二号、第四項及び第五項の規定を準用する。</u></p> <p>2、4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第十條 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項に規定する役員を選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 新設金融機関が労働金庫である場合には、理事の定数の少なくとも五分の四は、当該労働金庫の会員(個人会員を除く。)にならうとするものを代表する者のうちから選任するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>(転換計画書の承認等)</p> <p>第二十三條 金融機関は、転換を行うには、転換計画書を作成して、<u>商法第三百四十三條、信用金庫法第四十八條(同法第五十條第五項において準用する場合を含む。)、労働金庫法第五十三條又は中小企業等協同組合法第五十三條(同法第五十五條第六項において準用する場合を含む。)(特別の決議)の決議により、総会の承認を受けなければならない。</u>この場合において、信用金庫に転換を行う普通銀行については、<u>第七條第三項第二号、第四項及び第五項の規定を準用する。</u></p> <p>2、4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

改正案

現行

<p>（定義） 第二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 この法律において、「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。 一 銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の十七第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けた会社</p> <p>三（略） 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社</p> <p>第六十一条（略） 2～7（略）</p> <p>8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2～4（略）</p> <p>5 この法律において、「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。 一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社 二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社（銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第五十二条の二第一項の認可を受けた会社</p> <p>三（略） 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することにより長期信用銀行を子会社とする持株会社（長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項において同じ。）となることについて同法第十六条の二第一項の認可を受けた会社</p> <p>第六十一条（略） 2～7（略）</p> <p>8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得</p>
---	---

により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の十七第一項又は長期信用銀行法第十六条の二の四第一項の認可（以下この項において「持株会社認可」という。）の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の二第一項又は長期信用銀行法第十六条の二第一項の認可（以下この項において「持株会社認可」という。）の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律（平成九年法律第二百十号）（附則第21条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社及び新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）、第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）及び第四条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社、新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社及び新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 銀行法第一条第十三項に規定する銀行持株会社</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行による銀行持株会社設立等の特例) 第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する記載があつた申請書に基づく銀行法第十六条の二第四項の認可があつた場合において、前項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行にならうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二条の十七第一項の認可を受けたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 銀行法第五十五条第三項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社（同法第一条第八項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）と</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「銀行持株会社」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(銀行による銀行持株会社設立等の特例) 第十二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する記載があつた申請書に基づく銀行法第十六条の二第四項の認可があつた場合において、前項に規定する株式会社が設立されたときは、当該株式会社は、その子会社として設立する同項に規定する他の銀行にならうとする株式会社が銀行法第四条第一項の免許を取得することにより銀行を子会社とする持株会社になることについて同法第五十二条の二第一項の認可を受けたものとみなす。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 銀行法第五十五条第二項の規定は、銀行持株会社が、第三条第一項の規定による条件が定められた合併により銀行を子会社（同法第一条第八項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）と</p>

する持株会社でなくなったとき（第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となった場合に限る。）については、適用しない。

6
8
(略)

する持株会社でなくなったとき（第三条第一項の現物出資の目的として同項の存続金融機関の発行する株式の給付を受けて再び銀行を子会社とする持株会社となった場合に限る。）については、適用しない。

6
8
(略)